

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

1 日時

平成24年7月5日(木曜日)

午前10時3分開会、午後4時58分散会

(うち休憩午前11時54分～午後1時02分、午後1時59分～午後2時15分、午後2時17分～午後2時21分、午後2時28分～午後2時29分、午後2時55分～午後3時18分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

熊谷泉委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、軽石義則委員、福井せいじ委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、村上併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、宇部産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、木村商工企画室企画課長、猪久保雇用対策・労働室労働課長

(2) 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、多田教育次長兼学校教育室長、佐藤参事兼教職員課総括課長、石川企画課長、永井予算財務課長、小倉学校施設課長、藤澤学校企画課長、松葉主任指導主事兼特命課長、小菅首席指導主事兼義務教育課長、高橋特命参事兼高校教育課長、福士首席指導主事兼特命課長、佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、田村首席指導主事兼生徒指導課長、西村生涯学習文化課総括課長、佐々木特命参事兼文化財課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、漆原特命参事兼小中学校人事課長、土川首席経営指導主事県立学校課長

(3) 総務部

根子副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、大槻法務学事課総括課長、鈴木私学・
情報公開課長

7 一般傍聴者

6人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第2号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

議案第3号 平成24年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

議案第11号 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第33号 平成24年度最低賃金引き上げに関する請願

受理番号第40号 平成24年度岩手地方最低賃金改正等についての請願

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第2号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

(請願陳情)

受理番号第41号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願

(3) 総務部関係審査

(議案)

議案第2号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費及び第7款商工費並びに議案第3号平成24年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○桐田副部長兼商工企画室長 商工労働観光部関係の平成24年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

議案(その2)の4ページをお開き願います。当部関係は、5款労働費の68億7,223万2,000円、次の5ページにまいるまして、7款商工費の9,784万6,000円、合わせて69億7,007万8,000円の増額補正であります。項及び目の区分ごとの内容につきましては、

お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、説明書の 20 ページをお開き願います。5 款労働費、1 項労政費、4 目雇用促進費の緊急雇用創出事業費補助は、災害離職者を中心とする求職者に対する短期の雇用就業機会を創出し、次の雇用までの生活安定を図ることを目的とした事業を行う市町村に対し、必要経費の 10 分の 10 を補助しようとするものであります。その下の記述の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、緊急雇用創出事業に要する経費の財源として、国から緊急雇用創出事業臨時特例交付金の増額配分を受けて基金に積み増ししようとするものであります。

次に、26 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、2 目中小企業振興費の説明の欄の記述でございますが、被災商工業者動向調査事業費は新規事業であります。被災商工業者の動向を調査、把握し、相談対応や巡回訪問を行うことにより、被災商工業者の再建に向けた取り組みを促進しようとするものであります。その下の中小企業振興資金特別会計繰出金は、中小企業高度化資金の貸付原資として中小企業振興資金特別会計へ繰り出ししようとするものであります。

次の 27 ページにまいりまして、7 款商工費、2 項観光費、1 目観光総務費の右の説明欄でございますが、中国人観光客緊急誘致事業費は新規事業であります。被災 3 県に宿泊することを条件に、中国人個人旅行者に数次ビザを発給する国の特例措置に対応しまして、本県の魅力を情報発信するため、中国の旅行会社の招請や中国国内での広告支援を行い、中国人観光客の誘致を促進しようとするものでございます。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げますが、再び議案（その 2）にお戻りいただきます。議案（その 2）の 9 ページをお開き願います。議案第 3 号平成 24 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）であります。第 1 条に記述のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 56 億 7,599 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 141 億 1,125 万 6,000 円にするものであります。詳細につきましては予算に関する説明書により御説明申し上げます。

再び説明書でございますが、44 ページ、45 ページをお開き願います。歳入合計及び歳出合計のそれぞれの補正予算額と計の欄に記述しております額はただいま申し上げましたとおりでございますので、その補正内容につきましては次の 46 ページをお開きいただきます。まず、歳入についてであります。1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、中小企業高度化資金の貸付原資に充てるため、一般会計から繰り入れしようとするものであります。

次の 47 ページにまいりまして、4 款県債、1 項県債、1 目県債は、中小企業高度化資金の貸付原資に充てるため、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れしようとするものであります。

次に、歳出であります、続いて 48 ページをお開き願います。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、3 目高度化資金貸付費は、いわゆるグループ補助により連携して施設設備の復旧整備に取り組む被災企業者の自己資金分に対する財団法人岩手産業振興センターが行う無利子貸し付けに係るものであります。今回の補正はその原資を増額するため、同センターへの貸付金を増額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝博委員 おはようございます。ただいま説明がありました緊急雇用創出事業についてお伺いしますが、被災地の皆さんいわく、募集をかけてもなかなか手を挙げてくれる人がいない、事業者によって違いがあるだろうと思っておりますけれども、そういうミスマッチが大変多いと。しかし、求人倍率は 1.0 を超えたという実態もあります。そういう中で、事業がどういう形でとらえられているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 緊急雇用創出事業でございますけれども、確かに今委員御指摘のように、現在のように求人倍率が非常に高くなった段階で、官側のほうで新たに求人をつくる必要があるかという懸念もなきにしもあらずでございますけれども、ミスマッチというお話もございましたけれども、さまざまな業種、仕事の内容に対するニーズもございまして、また、特に被災地におきましては、そこで行政としてこなしていくべきであろうさまざまな支援のニーズもございまして、そうしたものに对应しながら、なおかつ短期であつてもつなぎ的にそういう仕事を準備していくことも、やはり全体の仕事の中ではそういったものを供給していくことも大切であろうと考えております。そうした意味で緊急雇用は今年度なお必要で、それをしっかりやっていく必要があるものと考えております。

○工藤勝博委員 わかりました。実際に募集をかけても、多分、よそより単価が安いから人が来てくれないのかとか、そういう心配もなされている方がたくさんいるわけです。逆に賃金を上げながらやらないと、なかなか従来の感覚では人が確保できないと苦悩されている方もあるわけですね。そういうのも逆に後押しできるような制度になっているのかどうか、その辺含めてお伺いします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 単価の点につきましては、現地のさまざまな製造業等と比べて決して安いという状況にはございませんので、生活の糧を得る、仕事に復帰していくというステップのための仕事としては問題ないと考えております。

○斉藤信委員 緊急雇用創出事業費補助 67 億円、これは今回は市町村への補助ですね。当初予算と合わせて市町村への補助はどうなるのか。67 億円というのはかなり大幅な増額補正だけれども、大幅な増額補正になった理由は何なのか。それと、平成 23 年度の雇用実績、市町村の分、県の分を含めて示してください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、市町村補助の補正後の額ですけれども、当初と今回の補正を合わせまして総額 147 億 5,400 万円余となります。

次に、雇用の実績でございますけれども、平成23年度におきましては、県と市町村を合わせた雇用の実績は1万1,295人、これは緊急雇用創出事業——幾つかメニューがございますけれども、長期で組む事業を除き、ふるさと再生という事業を除いて、緊急雇用創出事業に限定して1万1,295人の雇用創出でございます。今年度につきましては、現段階、5月31日段階でございますけれども、4,635人という状況でございます。

○**斉藤信委員** それぞれ県の分が幾らで、市町村の分の雇用が幾らなのかということと、あと市町村、今回67億円余の増額補正というのは、恐らく市町村の要望に応じてと。当初は80億円なのです。だから、当初に匹敵するような大幅な増額補正というのは、市町村でかなり緊急雇用創出事業をやりたいということで、要望があって対応するのだと思うのです。総額147億円というのはどのぐらいの雇用に当たるのか、このうち沿岸被災地はどのぐらいなのか、どういう事業が計画されているのか示してください。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず、県と市町村に分けての雇用の状況でございますけれども、平成23年度におきましては、市町村分が8,279人、うち新規雇用が7,624人、先ほどの1万1,000余の数字のうち市町村分は7,624人でございます。県分は、済みません、今計算をやりませう。

市町村の要望内容に対してどういう事業を組まれているかということでございますけれども、平成23年度の例で言いますと、特に震災直後でありましたことから避難所での物資の配布でありますとか、瓦れきの分別、あとは仮設住宅の見守り支援などが市町村で組まれておりました。平成24年度につきましても仮設住宅への支援というのは、これはよくいろいろな場で話が出ておりましたが、内陸からの沿岸支援ということで、北上市が大船渡市、陸前高田市への支援事業を組んだりしている事例もございます。そういったことで、仮設住宅等への支援活動で今年度も引き続き事業が組まれているものがございます。

平成23年度の県分の雇用者数は3,671人でございます。

○**斉藤信委員** 答弁漏れなのだけれども、平成24年度の140億円でどのぐらいの雇用が見込まれるのか。それで、今こういう被災地の状況の中で大変大事な役割を果たしているし、それなりの予算もつけて事業化されていると思うのです。恐らくこの数は、半年雇用を継続したと、そうしたら掛ける2になっているのではないかと、この数は。だから、実人員で見ると半分と見るのが正確ではないかと思いますが、ちょっとその見方を、1年雇用で積算されているのではないのだと思うのです。そこを見てほしいということと、あと今年度の予算の議論だから、今年度どんな事業をしようとしているか、特に被災地で、もうちょっとリアルにわかりませんか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 今年度事業での雇用見込み数でございますけれども、県分が1,136人、市町村分は3,451人、合わせて4,587人分の雇用を予定しております。1年スパンで考えたときの実人員でございますけれども、確かに現在のこの人数は各事業単位で、そこで6カ月であり、あるいは1年のものもありますけれども、すべて1でカウントしておりますので、それを1年間で換算した場合の数字は残念ながら把握しておりませ

ん。

直近の今年度の主な被災地での事業ですけれども、先ほど申し上げた内陸からの支援という形は、私が今記憶して申し上げられる範囲で、北上市でありますとか遠野市、あとは盛岡市で同様に沿岸地域への支援という体制を組んでいます。盛岡市の中では、御用聞きとといいますか、買い物の支援みたいな形の事業もこの一連の事業の中で組まれております。
○斉藤信委員 後でいいから、被災地で、市町村でどういう事業をやろうとしているか、資料提供してください。

それと、今年 147 億円の事業で 4,587 人だと、これは県分を含めてです。5月31日段階で 4,635 人というのに、この数は合いませんよ。そして、去年は市町村だけで 8,279 人になっているのです。予算の規模がこんなに減ったということですか。ちょっとかみ合わないのではないですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 数字は精査の上、また改めて御回答いたします。

予算規模と雇用者数の関係ですけれども、一つには昨年度の数字、先ほどの雇用期間がさまざまなものもございます。特に昨年度は瓦れき処理等がございましたので、そういう意味では短期で人数カウントが出ているものがかなり含まれている可能性がございます。それと、昨年人数的に非常に多かった物資の配分でありますとか、瓦れき処理、こういったものは市町村が直接雇用して対応しているものが大半でございます。結果、かかる経費は人件費そのものの経費ということになります。今年度につきましては、そういった直接雇用はむしろ少なく、どちらかというと人材派遣会社等、民間企業に委託して人材育成をしながら——この人材育成というのは座学と企業に実習、OJTですけれども、実習を組み合わせた形の人材育成をこの事業でやりながらというものもかなり含まれておりまして、そうすると当然、直接の人件費のほかに育成経費、研修と育成にかかる経費が2分の1までは認めるという制度になっておりますので、そういったことで事業費の割には雇用者数はふえないということが出て、先ほどの被災地の瓦れき処理等の直接雇用が減った分と、逆に委託事業での雇用がふえているという、その二つの要因でもって、今回事業費が大幅にふえたものと考えております。

○斉藤信委員 それにしても、5月31日の実績と今年度の雇用目標が違っているから、もっと正確にやってください。

それで、今人材派遣の事業、これ平成23年度やったのですね。これは人材育成しながら正規に結びつけるというのが目的でした。去年どれだけ人材育成をやって、正規にどう結びついているのかというのはわかりますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 済みません、今手元にその資料がございません。

○斉藤信委員 私優しくやりますから、わからなかったら後で資料提供してください。

次に、26 ページの被災商工業者動向調査事業費についてお聞きしたいと思います。私、この調査は極めて重要だと。この間、県は商工会議所、商工会の会員調査を2度ばかりやって、一定の被災商工業者の実態も明らかにしてまいりました。そして、復興局は、そ

の中でのまた一部の調査をやって、7割が再開と余り実態を反映しないことをやっている
ので、すべての事業者を対象にして、どれだけ被災して、どれだけ再開しているのか、そ
の再開の実態、廃業や休業の実態を正確に把握すべきだと思います。今回の調査は、何を
どう調べるのか、どういう体制で調べるのか、いつまでにこれをまとめるのか、まずこの
ことをお聞きします。

○松川経営支援課総括課長 今回の調査でございますけれども、これは商工会連合会、そ
れから商工会議所連合会にそれぞれ委託して行う事業でございます、商工会議所につ
きましては宮古、釜石、大船渡の3カ所、それから商工会につきましては野田、山田、大槌、
陸前高田の4カ所、合わせて7カ所の商工団体に、予定といたしましては1人ずつ職員を
採用していただいて調査を行うというものでございます。

内容といたしましては、被災事業者の追跡調査ということで、まだ事業を再開してい
ない、休業だとか、あるいは不明だといった方たちもいらっしゃいますので、どういった状
況なのかという、所在の調査とか、あるいは事業の再開の意欲を調べる、あるいは再建に
当たってどんな課題、例えば資金繰りの問題だとか土地の問題とかあるかもしれませ
んけれども、そういった問題についてお伺いしていくということが一つでございます。それ
から、相談対応といたしましては、パンフレットなども作成いたしまして、いろんな施策、
——県なり、あるいは市町村もあるかと思っておりますけれども、そういった施策につ
きまして情報提供していくということを考えております。

調査につきましては、これから予算の成立後、委託者との契約となるわけですが、
調査を行って、その成果を県の事業に反映させていくということで、検証など、見直
して反映させていくということでございまして、具体的にはまだ何カ月ということは考
えておりませんが、できるだけ早目にその調査結果をまとめて、フィードバックが
できるようにしたいと考えております。

○斉藤信委員 私が聞きたいのは、今まで商工会議所、商工会の会員の調査は、それ
ぞれの団体がやったものが、2回ばかり県も把握して公表されてきたと。それは私は、
それなりの主な事業所の実態把握としてはよかったと思っています。ただ、私この
間宮古に行って調査をしてきました。例えば商工会議所の調査だと、宮古の被害事
業者は797事業者なのですが、会員外を含めると1,100者を超えるのです、1,154
者。これは、宮古市がそういう把握をしているのです。いわば、宮古市の場合
は1,154事業者の調査をしているのです。1,154事業者のうち、事業再開が589
者で51%、仮設、移転で再開が209者で18%と、こういう形で、全体71.7%、
827事業者が再開したと。私は、市の段階でここまで調査しているというのは
すごく立派だと思うのです。陸前高田市にもこの間行って、商工会会長から
も話を聞いてきました。事業者は大体1,000事業者あるのです。会員事業者は
700事業者なのですね。だから、今回の調査は商工会、商工会議所に委託な
のだけれども、会員だけに限らないで、すべての事業者の実態をきっちり把握
すべきではないかと。そして、再開させることが目的ですから、再開のための課
題、要望、これをしっかりつかんで、直

ちに施策に生かすということが必要ではないか。

そして、三つ目に、この調査のために人を雇うのですね。これも緊急雇用事業で雇うのだけれども、恐らく調査は二、三カ月あればできるのだと思うのです。ただ、二、三カ月の雇用で切ってしまったのではしようがないので、いわば調査の中身のフォローも含めて、これは1年間ぐらいきちっと雇用して、最低ですよ、最低、そういう施策の具体化や、また調査した企業のフォローにもこういう人材を使うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**松川経営支援課総括課長** 商工団体といいますのは、小規模事業者の、いわば会員以外も含めまして、小規模事業者のいわば相談の窓口となっております。現時点では、商工団体では会員の状況だけを把握するわけですので、委員御指摘のように、会員以外ということにつきましても、動向調査をするというのは、これは可能だと考えております。ただ、人的にはどの程度対応できるかというのがあると思いますけれども、対象としては可能と考えております。

それから、調査のフォローにつきましても、調査期間をどれぐらい設けるかということ、これから委託先と調整しなければなりませんけれども、先ほど申し上げたとおり、検証、把握、県で行っているいろんな制度、あるいは国庫補助金などもあるかもしれませんけれども、そういったものを含めて、制度がどのように使われているかという検証も含めまして、フォローができるようにと考えております。想定といたしましては、年度いっぱいには雇用を考えておりますので、調査をし、あるいはその成果を反映させるようにしたいと思っておりますし、それからやはり情報提供ということも、なかなかそ野のほうまでいかないということもございますので、情報提供をしっかりとやっていきたいと考えています。

○**斉藤信委員** できるだけ速やかに、そして全体像が把握され、今後の施策に生かされるような調査をぜひやっていただきたい。

次に、27ページの中国人観光客緊急誘致事業費についてお聞きします。これは被災3県向けに中国人個人旅行者に数次ビザを発給する国の特例措置に対応して今回こういう手立てをとると。中国人観光客の実績を示していただきたい。私は、なかなかこれは大変な課題ではないのかなという感じがするのですけれども、この間知事は台湾に行きましたね。台湾の場合には、一定程度今まで誘致をしてきた実績もあるのですけれども、今度の中国といった場合に、どういう見通しを持ってやられるのか、そのことを実績を含めて示してください。

○**戸舘観光課総括課長** 中国人旅行者の実績でございますけれども、平成21年度からの数字で申し上げますが、岩手県への宿泊者でありますけれども、21年度が3,870人、平成22年度が4,940人、これは過去から宿泊しているところではここがピークでございます。平成23年度が1,920人と、震災で大きく落ち込んだと、こういう状況になっています。台湾との比較のお話もございましたが、確かにまだ中国市場、台湾と比べますとそれほど成

熟しておりませんで、まだまだ岩手に入ってくるお客さんは少ないわけですが、将来の市場の成立を見越して、今しっかりと種をまいておく必要があると考えておまして、そういった意味では今回の数次ビザの発行というのは大きなチャンスでありますので、しっかりと中国にPRしていきたいと。当面は、震災によって今大きく落ち込んでいますし、中国のお客様のマインドも冷えている状況でありますので、これを早く回復したいということで、アクションプランでも平成26年までに震災前の数字に戻したいと、こういうことを掲げております。私どもとしては、震災前の水準に今回の事業をきっかけとしてできるだけ戻したいと考えているところであります。

○**斉藤信委員** 私は、これはぜひやるだけのことをやっていただきたいと。沖縄県なんかは、地理的にも中国に近いという意味で、この数次ビザで大幅に観光客がふえた実績あるようですが、岩手県がそういうふうになるのかというのは、私は単純ではない気がしますが、世界遺産登録というのもあるので、ぜひこれはやっていただきたいが、現実の問題としては、知事が台湾に行った、その他の観光客の誘致のほうは観光戦略としては大事な課題になってくるのではないかと。どうですか、台湾の効果は。その他の対策とあわせてお聞きをしたい。

○**戸館観光課総括課長** 台湾は、本県の外国人旅行客のおよそ半数を占める非常にありがたい市場であるわけですが、震災後大きな落ち込みがありますので、そういった意味で、今年の2月には副知事のトップセールス、そして5月の末には知事のトップセールスということで台湾に行っていました。非常に親日的な国でありますし、何とか早く日本、岩手のほう、東北のほうに旅行したいという気持ちがある国でございますので、まずはそこを回復するのが大事だと思いますし、そういった意味でトップセールスを行って、4月、5月にはチャーター便も52本来て、そして秋のチャーター便は約束していただいたということでありますので、この辺をきっかけにしていきたいと考えています。

○**斉藤信委員** この問題の最後に、DCが終わったわけです。このDCの効果、実績、あとはDC後の観光対策を簡単にお聞きしたい。

○**戸館観光課総括課長** DCは6月30日で終了いたしました。目標数値といたしまして、観光客の入り込み数で800万人、それから宿泊統計による宿泊者数で200万人という目標を掲げておりましたが、こちらのほうはデータがそろうまでにおよそ3カ月程度を要しますので、まだその辺は申し上げられませんが、私どもが独自に調査をしております県内主要観光地12カ所からの聞き取り調査では、4月、5月の入り込み客数で、平成22年比で96.8%、ちょっと100%割り込んでいますが、おおよそとんとんぐらいのところと、こういう状況であります。4月当初は高速道路無料化の廃止の反動があり、それから非常に寒冷な中でのスタートでありましたし、ゴールデンウィークの後半というのは悪天候にたたられたこともありましたが、そういった中では震災前の水準に近い結果となっているというのは、それなりのDCの成果があったのかなと思っておりますし、後半、東北六魂祭ですとか、そういった大きなイベントもございました。そういったイベントの数字は、先

ほど申し上げたデータの中には含まれておりませんので、そういったものを含め、6月は関係者から聞きましても非常によかったと、好調だったと聞いておりますので、何とか期間を通じて目標値が達成できるのではないかなど期待をしているところであります。

今後ということでありませうけれども、このキャンペーンを一過性のものに終わらせることなくというのは、キャンペーン前からずっと私どもが言ってきたことでもあります。さまざまなイベントが各地で行われましたが、こういったものを通じて、お客さんに来ていただくために自分たちはどうしたらいいのかというあたりの気づきというものも相当あったのではないかと考えておりますので、これを発展させて、また切れ目のない取り組みに努めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 六魂祭が大きく成功したと、大変中身もよかったと、そういうふうに私自身も思います。ぜひ夏のお祭りに、これを継続、発展させると。特に被災地では、陸前高田市では、けんか七夕も今年は2台出して復興を訴えるということになっていきますので、ぜひこういう被災地の取り組みを県も大いに支援して、進めていただきたいと。

最後ですが、中小企業振興資金について。中小企業高度化資金が56億7,500万円余、大幅に増額補正されました。私はこれを評価したいと思います。特にグループ補助金とセットで高度化資金というふうになっているのですけれども、これは295社ですよ、第3次までのグループ補助が。このうち、どのくらい高度化資金が利用されているのか。利用が少ないとしたら何がネックになっているのか。今度の大幅な増額補正でどのくらいの融資を見込んでいるのかを示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 まず、これまでの利用状況、申し込みと、それから貸付件数を申し上げたいと思います。借入れの申し込みがありましたのが64件ございまして、申請額といたしましては61億円です。それに対して、貸付決定をしたのが49件で、決定額が42億円です。残り15件でございますけれども、これはまだ審査中ということでございます。

それから、今回の補正によりましてどれくらいということでございますけれども、実は制度がある程度緩和されまして、これまで高度化資金につきましては、工事がすべて完了しているものについては対象にならないとか、あるいは事業途中で概算払い的なことができなかったのですけれども、その辺あたりも制度が緩和されまして、要は利用しやすくなったということで、1次から3次までのグループ補助金に申し込んだ企業が利用したいと、そういうことでふえてくるだろうということを見込んでおります。

今回の増額の理由でございますけれども、それに対応するために貸し付けの増額、それからこの事業がいわて産業振興センターで行っている事業でございますので、その借入れがふえることによって、中には貸し倒れというもの出てくるということ、それから事務的経費も当然ふえてまいりますので、そういったものに対応できるような基金の積み増しを想定しています。概数で申し上げますけれども、貸し付けの財源としましては31億2,500万円、それから管理費、そういった引き当てとか事務的な経費のための基金の積み立て、

運用益になっているわけですが、それにつきましては25億5,000万円ということで、合わせまして56億7,500万円余となりました。

○熊谷泉委員長 齊藤委員に申し上げます。長時間に及んでおりますので、この際まとめて、かつ簡潔にお願いいたします。

○齊藤信委員 では、これで最後です。今回56億7,000万円余が増額補正なのだけでも、総額で131億4,000万円になるのです。だから、この高度化資金の予算で融資額はどのくらいになるのかということをお答えいただきたい。そして、今64件の申請、49件の決定なのですが、やっぱりもっともっと、これは無利子ですから、活用されることが大変大事だと思っていますので、もっとPRもして、今審査中のものも含めて速やかにやっていただきたい。全体の融資枠を示してください。

○松川経営支援課総括課長 平成23年度と、それから24年度と、実は2年度にわたっておりますので、その総額で申し上げます。合わせまして112億円が貸付財源となっております。

それから、PRの関係でございますけれども、今4次の公募が終わって審査中でございますけれども、決定した企業にはすべて、こういうものがあるということはお知らせするようにしたいと思っております。

それから、これまでの1次から3次につきましても、実は決定した事業者に対しては説明会を開催して、その際に補助金の取り扱いのこと、それから高度化資金の関係については説明しているところです。

それから、審査を早くということでございますけれども、大体定例で月に1回ほどの審査会をやっているのですが、さらに期間中に決定できるようにということで、持ち回りの審査もやっておりますし、迅速に審査ができるように進めてまいっております。

○小泉光男委員 お聞きしたいことのほとんどは齊藤委員がお聞きしたようだけれども、27ページの中国人観光客緊急誘致事業、数次ビザ発給の対応として、食糧費で39万円。39万円という中途半端なような気がするのですね。中国人、いらした方の手弁当とすれば少ないような気がしますし、そうではなくて、皆様がこういう事務をするに当たっての昼食のことを指しているのか、中身を教えてください。

○戸館観光課総括課長 今回の事業の中で、実は事業の中の一つに、中国市場のほうに我々のほうから現地に出向いて行って、プロモーション事業があります。こういった中で、セミナーを開催して、当然レセプション的なものもあるわけです。そういったものに充てる経費として食糧費を計上しています。

○小泉光男委員 プロモーション経費と食糧費とは違うのだと思うのです。具体的に39万円というのは、何人掛ける何円分というような形で予算計上したのでしょうか。

○戸館観光課総括課長 ただいま申し上げましたプロモーション事業において、現地での打ち合せや意見交換会、要は現地の旅行会社の方々と会食をしたりする際の経費として計上しているものでございまして、単価としては、1人頭、日本円に換算して約6,500円で

計算しております。

○小泉光男委員 人数は何人になりますか。

○戸館観光課総括課長 20人で計上しております。

○小泉光男委員 私のできの悪い頭では合いませんけれども。

○戸館観光課総括課長 大変失礼いたしました。そのほかに別な事業で、実際にその旅行商品を造成してもらって、それを販売してもらうための広告支援の事業を計上していますが、これについても現地のほうに行って、広告支援のための打ち合せですとか意見交換をするということで、10名分、同様に6,500円、積算で計上しているものでございます。

○佐々木博委員 私も、ほとんど斉藤委員が聞いてしまっているわけでありましたが、高度化資金の関係でちょっとお伺いしたいのですけれども、グループ補助金は会社の業績に関係なく補助が出ますからいいのですが、残りの4分の1でみんな困っているわけでありまして、これは会社の業績によって、金融機関はなかなか厳しい対応をするところもありますので、そういった中であって、高度化資金を利用してほしいということで、かなり積極的に利用されて大変ありがたいというふうに思っていますが、我々はこのグループ補助金、今度で打ち切りではなくて、さらに継続してやってほしいということ強く国のほうにも働きかけているわけでありまして、そういった中であって、そういったことになれば、さらにまた起債して、どんどんふやしていくということが可能なかどうか、そのことについて、まず1点お伺いしたいというふうに思います。

それから、もう一点は、観光総務費の関係ですけれども、実は私きのう、中国で事業をやっている人と晩飯を食べたのです。たまたまこの話題になりまして、その人は上海で仕事をやっているのですけれども、上海では北東北3県なんて、ほとんどだれも認識ないよと。要するに北海道は若干知名度はあるけれども、北東北3県についてはほとんど知名度がないという話でした。それで、中国は御案内のとおり大変広い国ですから、ちょっとやっても全然効果が上がらないだろうということでございます。したがって、恐らく中国の中のどこかに焦点を絞ってやるだとか、何かそういった戦略があるのだろうと思いますが、そのことについて若干お話をお聞かせいただければと思います。

○松川経営支援課総括課長 グループ補助金に対応した高度化資金の貸し付けでございますけれども、これまで予算編成の際に、グループ補助金の計上とあわせまして高度化資金貸付金の財源につきましても計上しております。今後、第5次、第6次と続くことを期待しているわけでございますけれども、そういった事態になりました場合には、財政当局とも相談しながら計上できるようにしていきたいと考えています。

○戸館観光課総括課長 中国市場において本県の知名度が高くないというのは御指摘のとおりでございます。私どもといたしましては本県の強みは、大連に経済事務所がございますが、その所長が本県在住経験のある中国人ということでございまして、中国の旅行会社と相当なネットワークを持っている人材でございます。こういったネットワークを

生かして、そして中国人に今人気があるのは東京大阪間のいわゆるゴールデンルートと呼ばれているコースですとか、委員御指摘の北海道といったあたりが人気があるわけですが、こういったものと本県を組み合わせたツアーというものを造成して、中国市場での知名度の向上を考えています。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 それでは、お手元の議案（その 3）、39 ページをお開きいただきたいと思えます。議案第 11 号、岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例の内容でございますが、便宜、恐縮でございますが、配付している資料、2 枚物がございまして、そちらのほうで内容を説明させていただきます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴い、所要の改正をするものであります。ここで簡単に、この機構について説明を申し上げます。昨年 11 月に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、本年 2 月に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が設立されまして、3 月から業務を開始しております。略称しまして、震災支援機構と申しておりますけれども、この機構は政府が 100% 出資した株式会社で、本県を含む被災地における二重債務問題に対応するため、1 社単独で支援相談、事業再生計画の策定支援、債権買い取りなどを行うこととしておりまして、本店を仙台市に置き活動しているところですが、支店など出先はございません。

本県では昨年 10 月に岩手県産業復興相談センターが設立されておりますので、震災支援機構の相談窓口を産業復興相談センターに一元化し、現在も対応しているところです。本県分の震災支援機構に対する関係の相談ですけれども、6 月末現在で相談件数は約 50 件と聞いております。それから、震災支援機構に係る案件につきましても、再建に向けた事業再生計画を作成する案件が出てくると今後予想されますので、当該条例にこれを加えよう

とするものであります。

条例の内容でございますが、県が損失補償に係る回収納付金を受け取る権利を放棄するというので、岩手県信用保証協会が求償権を放棄し、そのことで中小企業者等の事業再生に資すると認められること。かつ震災支援機構による支援決定を行って事業再生に関する計画を策定する場合に加えるということでございます。加えた条項でございますけれども、これは法令の順に従って加えております。

それから、施行期日であります。公布の日からといたします。

次のページにスキーム図を挙げておりますが、今回改正して、震災支援機構が加えられるということをイメージしまして加えたものでございます。御参照いただければと思います。

説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これはいいのですけれども、復興機構のほうも既にこういう対応をさせているのですか。

○松川経営支援課総括課長 今回の資料の2の条例案の内容、箱書きの下でございますけれども、順号を書いておりません。済みません、権利の放棄等の対象とする事業の再生に関する計画のところ、丸ボツを並べておりますが、これの一番下に岩手県産業復興相談センターの支援を受けて策定された計画というのがございまして、これにつきましては昨年の12月議会で条例を制定したときに盛り込んでおります。

○斉藤信委員 これは二重ローンの解消にかかわることで、復興機構に基づく債権の買い取り、今度の震災支援機構ですか、今相談が50件という話でしたか、この取り組み状況を示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 現在の相談の状況でございますけれども、6月末現在でございます。岩手県産業復興相談センターに対する相談状況でございますが、296件となっております。それから、震災支援機構につきましては、これは被災地全体でございますので、先ほど本県分が50件と申し上げましたけれども、全体では403件と聞いております。

○斉藤信委員 その対応も含めて。

○松川経営支援課総括課長 失礼しました。復興相談センターの買い取りの状況でございます。まず債権の買い取りが12件、長期の返済猶予につきましては20件、新規融資につきましては13件、合わせて対応いたしましたのが45件であります。

それから、先ほど申し上げた、震災新規につきましては、買い取りが4件ということでお聞きしております。

○斉藤信委員 岩手県産業復興相談センター、そして復興機構の取り組みが、6月末で相談が296件というのも少ないし、買い取りが最大の目的なのです。それがわずか12件と。私、ここの状況を打開しなかったら、事業者の二重ローンの解消にならないと思うのですが、債権の買い取りが進まない、相談件数もこの程度にとどまっている、この問題、課題

についてどう把握していますか。

○松川経営支援課総括課長 まず、相談件数の関係でございますけれども、背景として考えられますのは、まだ土地の買い取りや土地の問題とかがめどがつかないということで、なかなか相談に行けないという方たちもいらっしゃるのかなと思います。我々といましては、復興相談センターでございますけれども、相談センターといましては現地の状況をもう少し把握しようということで、仮設店舗、仮設工場があるわけですけれども、そういった事業者には、6月からですけれども、回り始めまして、状況をお聞きしております。資金繰りの問題、あるいは仮設から本設に移るに当たってどういう問題が出てくるのかというようなこと、そういうことをお聞きしていると聞いております。

それから、買い取りの関係でございますけれども、6月に2件プラスということで、着々と進んでいると考えておりますけれども、今後検討中のものが33件ほどと聞いておりますので、買い取りは進んでいくと考えております。

○斉藤信委員 検討中が33件ほどあるけれども、4,400事業者が被災をしたと、これは商工会議所、商工会の実態です。私は、十分機能していないのだと思うのです。それで、産業復興機構の場合には、銀行OBなのです、このメンバーが。銀行がオーケーしないと、これは話がつかないと。ここにやっぱり最大のネックがあるのではないかと。地元の銀行はかなり今年の収益も上げたようですけれども、こういう震災のときこそ、一肌も二肌も金融機関が支援に乗り出すということがなかったら、制度はつくったけれども魂入らずと、事業者の再建に結びつかなかったと、今のままだったらこうなると思います。そのことを真剣に県として対応すべきではないのか。

もう一つ、震災支援機構については、かなり使いやすいという現場の声があります。私宮古へ行ったときに、かなりこれには期待をしていると。いわば復興機構は銀行OBでガードが固かったと。しかし震災支援機構の場合には仙台の本社なのだけれども、相談員が飛んできて、債権の買い取りだけではなくて、いわば事業計画まで一緒になってつくってくれると、融資の相談にも乗ると、そういう形で。まだ債権買い取りは岩手は出ていないようだけれども、相談する人がかなり親身になって対応しているという話を聞きました。ぜひ震災支援機構を本格的に活用する手立てと、復興機構が先行してきたわけだから、これが事業者の期待にこたえるようなものに県も主導して、打開に取り組むべきではないかと思いますが、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 産業復興相談センター、それから震災支援機構も含めまして、金融機関も含めましてですけれども、情報交換会を先月開催しております。こういったことで、それぞれの機構の理解を得ながら買い取りなどが進むようにと考えております。

それから、震災支援機構の業務でございますけれども、確かに委員おっしゃるとおり、買い取りだけではなくて出資、融資、それから計画の策定と、かなり幅広く業務が行えると、そういった仕組みになっておりますので、そういったそれぞれの機構の役割といいですか、機能をうまく補完させながら、それぞれがうまく機能すればいいのかなと考えます。

○**斉藤信委員** 部長に最後にお聞きをしたいのです。産業復興機構の問題については、委員会のたびに、私も同僚議員もこれを取り上げてきた。12件まできたと。しかし、これは被災事業者の実態から見れば、余りにも相談件数も少ないし、買い取りの件数も少ないと。例えば今事業計画の話をお私紹介しましたがけれども、震災支援機構の場合だったら一緒につくるのですよ。つくってあげるといふぐらいの支援をしていますよ。復興機構はどうかという、事業計画を出さないよ、なのです。だから、中小零細なんかの場合にはとってもそれはもう——大手ならそういうこと対応できるけれども——中小零細の場合にはそんな、銀行に認めてもらえるような事業計画を立てるのは大変だと、これ切実な声ですよ。やっぱり銀行のガードを本当に低くして、岩手銀行は岩手県が大株主なのだし、メインバンクなのだし、その岩手銀行が全国的にも有名な石橋をたたいても渡らないと言われるようなことでは、震災復興に真剣に取り組んでいることにはならないと。これは金融機関の連絡協議会もやられているわけだから、ぜひそういう復興機構が進まない課題は何なのかを県としても把握して、打開の先頭に立つべきではないかと。いかがですか。

○**橋本商工労働観光部長** 債権の買い取りが進まないということについては、県といたしましても同様の思いは持っています。これを打開していくための方策ということで、先ほど松川総括課長のほうからも答弁申し上げたところですが、県を初めといたしまして、関係する金融機関、あるいは支援機関で構成する被災事業者の再生支援に関する意見交換会というようなものを初めて開催したところでございます。こういった場をつくりながら、情報を共有し、それぞれの課題解決に向けた取り組み、あるいは方策といったものを、具体的に検討しながら買い取りが進む、あるいは買い取りに限らずですが、さまざまな支援、リスケジュール等も含めて、しっかりと機能を果たしていくように県としてもさらに努力をまいります。

○**熊谷泉委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 先ほど斉藤委員からの質問で答弁できなかった項目について、お答えいたします。

まず第1に、人材育成事業によるその後の状況でございますけれども、平成23年度の実績でございますが、人材育成事業による雇用者は456人でございます。この事業終了後、正社員になった人数は107人、23.5%、加えて社員以外のパート等も含めた民間企業への雇用人数は276人で61%となっております。

二つ目の項目、緊急雇用事業で今年度の採用予定、雇用予定の人数及びその実績でございますが、まず県につきましては予定数1,865人、5月末の実績が1,136人、市町村が6月補正後で予定数が5,939人、5月末の実績ですけれども、3,451人で、県全体といたしましては、雇用予定数7,804人に対し、これまでの実績4,587人となっております。以上です。

○熊谷泉委員長 次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第33号平成24年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第40号平成24年度岩手地方最低賃金改正等についての請願、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局の説明を求めます。

○猪久保労働課長 受理番号第33号の平成24年度最低賃金引き上げに関する請願については、3月の常任委員会におきまして御説明をした後、新たに説明を加えることはございませんので説明を省略させていただき、今回新たに付託された受理番号第40号の平成24年度岩手地方最低賃金改正等についての請願に関して御説明いたします。

岩手県における地域別最低賃金は、岩手労働局長が最低賃金法に基づき、生活保護に係る施策との整合性に配慮しながら、地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされております。現在施行されております本県の地域別最低賃金でございますが、時間額で645円、全国平均では737円、最高額は東京都の837円となっております。今年度の地域別最低賃金の審議に当たっては、去る6月26日に厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し、平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問したところであり、当該審議会から示される目安をたたき台といたしまして審議を行うと伺っております。また、岩手県における地域別最低賃金の決定に際しては、盛岡市を含む岩手県全体の生活保護費平均との比較により整合性を図っているとのことであります。

次に、事業所に対する指導監督についてでございますが、岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、年間を通しての周知や指導のほか、最低賃金額改定後の時期を適切にとらえて、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのことであります。

次に、最低賃金の引き上げのための中小企業支援策については、平成22年1月に厚生労働省と経済産業省の副大臣をトップとする中小企業支援等の最低賃金引き上げ対策検討チームが設置され、最低賃金引き上げに当たっての中小企業支援策のあり方等について検討が行われ、厚生労働省と経済産業省が連携いたしまして、最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設や、業務改善助成金の支給による支援を実施しております。

以上で平成24年度岩手地方最低賃金改正等についての請願についての説明を終わります。

す。

○熊谷泉委員長 これらの請願に対し質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 今の説明で、645 円というのは全国最低なのです。1 円しか上がらなかった。全国平均が 737 円ということから見ても大変低いレベルなのですが、今の説明で生活保護との整合性というのが一つの検討基準になっていると言うのだけれども、盛岡市の生活保護基準、例えば結婚して 3 人家族なり 4 人家族なり、これで生活保護は幾らになりますか。

○猪久保労働課長 盛岡市の生活保護費ということでございますけれども、個別になりますけれども、生活扶助基準、それから期末一時扶助費、住宅扶助等々ございますけれども、生活扶助基準でいきますと金額が 3 万 8,290 円でございます。それから、それに 2 類費等 3 万 9,520 円合わせます。さらに期末一時等 1 万 2,900 円、住宅扶助費につきましては平均が 2 万 345 円という数字でございます。

○斉藤信委員 合計すると幾らよ。

○猪久保労働課長 合計で 11 万 1,055 円という数字でございます。

○斉藤信委員 恐らくこれは単身なのです。単身で生活保護基準がこういうことで、645 円でフルタイムで働くと、大体同じぐらいの額ですよ。生活できませんよ、率直に言うけれども。岩手労連の青年部の方々が実際にこの額でやってみたのです。できなかつたと、この基準額では。そういうことが既に出ていて、このレベルというのは働いても生活できないし、結婚もできないという額なのです。岩手労連等の請願の中には、平成 22 年度の民間労働者の平均賃金は 412 万円、これでも平成 9 年より 55 万円も減少していると。全体として、今労働者の賃金が減少していることがデフレの最大の要因です。日本経済が落ち込んでいる最大の要因で、世界の OECD の中で労働者の賃金が下がっている国はないのです。だから GDP も下がっているというのです。私は、日本経済の異常の最大の問題は、こういう労働者の、これは県職員を含めて、賃下げ社会になってしまった。その最低のとりでが最低賃金なのです。これをやっぱり上げて、本当に生活できる賃金にしていくということで、政府も時給 1,000 円を目指すと方針を決めていますので、連合からも出たので、ぜひこれは一緒に採択をしていただきたい。終わります。

○軽石義則委員 最低賃金のお話は前回もさせていただいておりますけれども、今岩手県の生活保護費の実態についてお話をいただきましたけれども、実際に県内で時間当たりの平均支払額はどの程度になっているのか。震災前と震災後、大分経過してまいりましたので、その推移等がわかりましたらばお示しを願いたいと思います。

○阿部雇用対策・労働室長 ただいま御質問の時間当たりの賃金単価につきましては手元に資料を持ってございませんけれども、昨年、厚生労働省の毎月勤労統計調査の数字、今手元でございますが、これにつきましては平成 22 年の岩手県の数字、失礼いたしました。申しわけございません。ただいま全国と岩手県を比較するための数字でございましたので、毎月勤労統計調査の数字につきましては、後刻調査の上、御報告いたします。

○**軽石義則委員** では後刻お示しを願いたいと思います。

それでは、県の緊急雇用対策等で、市町村を含めて雇用されている、いわゆる臨時の方々の時給は幾らになっているのでしょうか。

○**阿部雇用対策・労働室長** ただいまの数字につきましても、あわせて。

○**佐々木博委員** それ出してもらったほうがいいな、議論するのに。後からではだめだよ。今出してちょうだい。そうでないと議論できないよ。委員長、そのようにお願いしたいと思います。

○**熊谷泉委員長** どのぐらいで大体資料そろいますか。

それでは、これからの審議もありますので、請願の審査を一旦中断し、この際を先に行いたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 商工労働観光部関係に関して、この際、何かありませんか。

○**高橋但馬委員** 先ほど県内の主要観光地の観光入り込み状況という数値を発表していただきまして、対平成 22 年度比で 96.8%。これはイベントを入れない数値ということで、これからデスティネーションキャンペーンが終わって、7月、8月に向けていい方向で観光産業が振興していただければいいと考えておりました。それで、観光客の部分で一つ重要なのが修学旅行の部分というのがあると思うのですけれども、平成 22 年度と平成 23 年度を比べて、校数、来る学校の数というのはふえていると思うのですけれども、その生徒数の部分というのはどうなのか、現状を教えてください。

○**戸館観光課総括課長** 平成 23 年の県外からの教育旅行客の入り込みですけれども、学校数が延べ 2,540 校、児童生徒数が 13 万 985 人回となっております。委員御指摘のとおり、学校数は前年比で 3.5%の増となっておりますけれども、児童生徒数は 31.7%の減。これは高校のインターハイで来県された数もカウントして含まれておりまして、したがって学校数は多いけれども、生徒数はその分の伸びはないということがございます。

○**高橋但馬委員** 校数のほうはふえたのですけれども、全体の人数は減っていると。その中で、多分北海道、東北から岩手県のほうに修学旅行に来る方が多いと思うのですけれども、その割合についてお知らせください。

○**戸館観光課総括課長** 平成 23 年の各地別で申し上げたいと思いますが、東北でいきますと宮城が 7 万 8,209 人で全体の 59.7%、それから同じく東北でいきますと秋田が 1 万 846 人で 8.3%となっております。

○**高橋但馬委員** 実際の割合として宮城が非常に多かったと思うのですけれども、北海道から来ている修学旅行の割合はどうなっているのでしょうか。

○**戸館観光課総括課長** 昨年度の大きな特徴といたしまして、北海道からの入り込みが大幅に減ったというのがございます。昨年度は北海道は 906 人で 0.7%。ちなみに平成 22 年までの傾向で申し上げますと、全体の 4 割から 5 割が北海道からの修学旅行生という状況でありまして、平成 22 年度は 7 万 9,252 人で、全体の 41.3%でありましたので、大きく

減少したということになります。一方、宮城からの数が大幅に、これはシェアもふえているのですけれども、これは福島からの方面変更ということで、そういった修学旅行生が多かったという状況でございます。

○高橋但馬委員 福島第一原発の放射能の問題で、宮城のほうから岩手のほうに来ていると、逆に北海道から来る修学旅行生は減っていると。これが平成23年の現状なのですけれども、24年度、これから、宮城から来る修学旅行生がこのままの数値で推移すればまだいいと思うのですけれども、なかなかそこは難しいのかなと私の中では考えているのですが、県として北海道の修学旅行生を県内に戻すために、または宮城の修学旅行生をそのまま維持し続けるために、県としての対策というか、今どのような考えで動いているのかお知らせください。

○戸館観光課総括課長 北海道からの修学旅行を何とか回復したいと考えております。昨年は北海道札幌市、函館市の各教育委員会、各中学校長会を訪問いたしまして、本県の安全性、あるいは受け入れ態勢に何ら影響がないことなどについて説明を行い、修学旅行をぜひ岩手にということで訴えてまいりました。あわせて、札幌市内の全中学校を訪問するなど、積極的に誘致活動を実施してきたところでありまして、今年度も同様の活動を今月以降行っていく予定にしております。

北海道からの修学旅行生が少しずつ回復傾向にあると認識しておりまして、修学旅行を取り扱っている旅行代理店などからの情報によりますと、3割程度まで本県にこしは戻ってきてくれるのではないかと見ているところであります。また、来年については、もうちょっと先の話になりますので、数字の正確度というのはどうかと思いますが、例年の約6割程度まで本県に戻ってくるのではないかと、こういった情報を把握しているところでございます。

○高橋但馬委員 東日本大震災のあのような未曾有の災害が起きなければ、修学旅行というのはそれほど人数の大きさ、幅がないものだと考えておりますので、何とか回復できるように観光課のほうでもしっかりと岩手のよさをアピールしていただければと考えます。

あともう一つ、グループ補助金の仮払い、前渡金について、現状をお知らせください。

○松川経営支援課総括課長 グループ補助金については概算払いということで、前払いができるようにしております。平成23年度、それから24年度合わせてでございますけれども、162件で、これは概数でございますが、156億3,151万円余を支払っております。これは6月末現在でございますけれども、支払っております。ということでございまして、できるだけ資金繰りに困らないように、とにかく資金需要があったときには概算払いをするということで対応してまいっております。

○高橋但馬委員 私のところに入ってきた情報によると、実際に仮払金のお金が入ってこなくて、結局銀行から借りて利息を払えるまで払っているという方がいらっしゃるようで、その部分というのは支給されるまで何か県のほうで障害があるのかどうか、お知らせください。

○松川経営支援課総括課長 本来補助金というのは、みんな事業が終わってから払うということであったのですけれども、この概算払いは事業者の立ち上がりを早く促進しようということと資金繰りということで、私どものほうで昨年度から始めたものでございまして、請求が来たものにつきましては、その都度支払いができるようにしておりますので、もしかすると金額が大きくて、あるいは多少時間がかかったというのものもあるかもしれませんが、基本的には請求に従ってお支払いしているという体制をとっております。

○高橋但馬委員 被災地のグループ補助金を受け取った方々がしっかり復興に向けて立ち上がれるように、県のほうでもスムーズに資金を提供できるように、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○福井せいじ委員 何点かお聞きしたいと思います。まずはグループ補助金、今までもいろいろ質問が出ていましたけれども、私、実はある方から民宿を立ち上げたいということで相談を受けました。それで、グループ補助金は申請して採択をされたということです。その後、建築に入ろうとしたときに、どうしても土地が見つからない。しかし、何とか知人から土地を買うことができ、そこに建てようとしたということでございますが、まずそこで、グループ補助金の窓口に行って相談をしていた。建築確認のために相談をしていた。そこでまた出てきたのが土地利用計画であります。確保した土地に建設しようとしたら、土地利用計画が定まった時点で取り壊しをしてくれというようなことになってしまって、そこで資金の借入れができなくなってしまったということでもあります。私は、その事業を立ち上げるに際して、まず一つの問題は、さまざまなジャンルに行って、ワンストップで相談ができないということが大きな問題ではないかと思えますし、また何とか、事業を行うに当たって、例えばその土地利用計画が定まってからも何年間かはその事業ができるような期間の担保をつけ加えることができないだろうか。期間の担保が可能になれば、資金返済計画もスムーズに了解がされ、資金が出てくるという状況になっておりますが、こういった事例、多々あると思えます。土地利用計画が定まったら、そこはもう撤去しなければいけない、こういったことを何とか例外、あるいは期間措置をとって、事業が立ち上がるようにすることはできないかということではありますが、いかがなものでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 グループ補助金、事業の復興支援ということで行われている事業でございます。確かに現場、現場に行くと、土地の問題とかいうようなことが出てきているということは聞いております。そこで、295社、採択された事業者につきまして、どのような状況になっているかということをご昨年年度末から2月までだったと思っておりますけれども、調査をしております。どういうところにネックがあるのかということで把握をしているところでございます。私どもとしましては、そういった状況の把握をした上で、今年度から被災事業者の重層的な支援事業というのを立ち上げておりまして、支援機関と連携して取り組むということをしております。まさにワンストップで相談できるような体制で、あとは支援機関がそれぞれ持っているいろいろな手だてがあろうと思っておりますので、それを

持ち寄って、できるだけそういった障害がある事業者について支援できるようにと考えております。

それから、土地利用計画、期間を担保できないかという話ですが、そのあたりも含めて、これは金融の関係になると思いますので、金融機関のほうでそういう取り扱いができないかということも含めて、重層的な支援の中で支援機関と、それから事業者とつないでいけるようなことができればと思います。

○**福井せいじ委員** 土地利用計画との整合というのは、金融機関もさることながら、制度的な緩和をぜひやるべきではないかと思うのです。事業をやるときに、平常時においても土地利用制限というのが非常にネックになります。ここでこういった事業をやりたいが、やはり一般住宅の土地利用制限があると。それを乗り越えなければ、事業というのはなかなか立ち上げることはできないわけでありまして、今回震災の場合、非常に土地が限られている。そこに建てられる土地、物質的にも限られている。それを何とか緩和していただきたい。これは制度を、時限的にでも緩和措置をとって、例えば事業の返済計画期間はそこに建てることを許可するとか、そういった制度の緩和をぜひ要望していただいで、実現をしていただきたいと思っております。

今事業をやろうという意欲、いろんな壁を乗り越えてようやく事業をやる、着工までこぎつけた、しかしそういったいろんな制度の壁があってできない方々があります。私は、今回の復興、産業再生をするためには、人と金と制度緩和、これが必要であると思ひますし、そのためにはぜひとも当局から国に対しても、そういった規制緩和の措置を要望していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○**松川経営支援課総括課長** 土地利用の関係は、特にも市町村の土地利用計画とのかかわりがでてくると思ひます。こういった事例が出てきた場合には、市町村とも相談しながら対応したいと思ひますし、それから制度全体という話になりますと、確かに御指摘のとおり、特区なども設けておりますので、その中で可能な限り対応できるものと思ひます。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。土地利用についてはこの部署ではなかったもので、済みませんでした。

あと、グループ補助金、第4次までできましたけれども、第5次も何とか制度の延長をお願いしたいのですけれども、その際にも、実は事業申請して採択を受けた方も何度も県庁まで足を運んでいます。ぜひこれは、現地で対応できることは現地でやっていただきたいと思ひます。その窓口をどのような形で、先ほど言ったワンストップとその場所をぜひ現地に設けていただくことを要望いたします。

それから、二つ目に入りますが、先ほど観光、DCの件がありましたが、私が伺った中では、花巻の宿泊が非常によかったということ伺っております。県内各地においても花巻が非常によかったと。これは何の影響かという、平泉の効果があって、花巻までは来たのだと。ここは平泉の効果が非常に大きかったと思ひますが、これからもこれを全県

に広めるためには、平泉からの二次交通の拡充というのは今後も取り組むべきだと考えます。また、北陸新幹線、北海道新幹線が延伸されます。これに対していかなる対策をとっていくか。この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○戸舘観光課総括課長 花巻が非常に好調で、平泉の影響というのはそのとおりであろうと思います。このキャンペーンを通じまして、我々、平泉から北へのルートを何とか強化したいということで、二次交通のバスの充実だとか、そういったもの、試験的なものを含めて取り組んでまいりました。その効果が強く出ていたということであろうと思いますし、6月後半に入ってまいりまして、盛岡周辺にも大分入り込みがふえてきたというような話も承っておりますので、そういった意味では、このDC期間を通じて北に向かうそういう方向というのが少しずつ強化されてきたと思っております。これは今後ともしっかりと旅行ルートとして定着するように取り組んでいきたいと思っております。

あわせて、北陸新幹線の開業だとかありますけれども、このキャンペーンでいろいろと取り組んだ、二次交通を中心に取り組んだものもございますし、それから復興応援ツアーということで沿岸部へお客様を誘導しようと、そんな取り組みもしてまいりました。これらを一過性に終わらせることなく、県全体としての誘客を図っていききたいと思っておりますし、特にDC後、この7月からやりますけれども、一つは夏場に中長期に岩手に滞在していただくような取り組みをしたいと思っております。これは企画する会社を通じまして企業に直接そういう岩手への長期滞在の意向を確認する、こういったこともやりたいと思っております。あわせて、引き続き誘客キャンペーン的なものも開催し、首都圏から岩手のほうに旅行会社の方に来ていただいて現地を見ていただくということもやりますし、それから我々が首都圏のほうに出向いて行ってセールスをするということも引き続きやっていきたいと思っております。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。ぜひそういった形で二次交通の充実、そしてまた平泉を核とした広がりを取り組んでいていただきたいと思います。

もう一つ、観光についてお聞きします。今回六魂祭の開催に当たって、お祭り会場を中心とした交通規制を強化したというか、充実したということが挙げられると思うのですが、これだけ大規模な交通規制をやった例は今までなかったと思うのです。これの効果と、あるいはデメリットを検証して、こういった形でのお祭りの交通規制のあり方を新たな形で考えていく必要があるのではないかと思います。パークアンドライドというか、そこまではいかないかもしれませんが、中心街には一切車を入れないで、周辺に公共交通機関を利用するような拠点をつくると。今回実は、中心市街地は飲食店初め非常に経済効果があったと僕は感じております。というのは、滞留時間が長かったということです。それと、公共交通機関を使うことによって飲食の需要が非常に大きくなったと。こういった観点から、これからある意味で県内の大規模なイベントに関しては、こういった交通規制のあり方をぜひとも警察と協力しながら構築していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○戸館観光課総括課長 全く同感でございます。交通規制については今までにない厳しい大々的な規制だったと思いますけれども、大きな事故等なく、盛岡があれだけ人であふれかえったというのは初めてのことだと思いますが、そういった中で事故なく運営ができたというのは、そういった交通規制があつてのことだと思いますし、JRですとか、県内バス会社の皆さんにも協力していただいて、車に頼らなくても盛岡に入ってこれるような仕掛けをしたというのが大きかったと思います。そういった意味で、車で来ますとどうしても次に動くということになってしまいますが、公共交通機関で来ていただいて滞留していただいたというのが、委員御指摘のような効果があつたということにつながっているのだと思いますので、私どもできるだけこういった大きなイベントが開催される際には、公共交通機関を利用して、そして長く滞在していただけるように、そういう方向で取り組んでいきたいと思ひます。

○福井せいじ委員 それでは最後に、雇用についてお聞きしたいと思います。今回の一般質問でも随分雇用のミスマッチということが挙げられましたが、求人倍率が1倍を超えたということで、これをチャンスとしなければいけないと思ひます。これを何とか生かすのだと。確かに非正規雇用の部分が大半を占め、正規雇用では全国をまだ下回っているということではありますが、働く機会がふえたことは厳然たる事実でありまして、そこに求職者をいかにマッチングさせるかと、それが課題だと思うのですけれども、これをとらえていただきたいと思ひます。

そこで、私は御提案を兼ねてちょっとお話をしたいのですけれども、きのうの佐々木朋和議員の一般質問でも部長が答弁なさっていました。企業のほうが主体となった就職面接会、そしてさらにその後求人という観点からの面接会、そしてさらにその後は求職に対する面接会をフォローアップなさっていたということで、こういったきめ細かな多層的なマッチングの仕組みをつくることは非常に大事なのでありますが、私は非正規という言葉が余りイメージをよくしていない、あるいは非正規という言葉によって求職の機会を非常に損なっているのではないかなと思ひます。非正規の中にも、例えば期間が1年とか2年とか、そういったある程度の期間が担保されている仕事もあります。こういったことをもう少しきめ細かく求職者に伝える工夫が必要なのではないかと思ひますのでありますが、いかがでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今回の点につきましては、全く委員御指摘のとおりでございます。確かに現在、正社員求人倍率は、依然全国平均に比べて低いということでございますけれども、決してこれが震災後、特別新たに出た状況というわけでもございません。そういう意味では、従来からそういう中で全体の雇用が構成されてきた要素もあると考えております。そういう点からしても、現在せつかく生まれた雇用の場が多数ございますので、そういったものを非正規という一言で片づけることなく、もう少し求人場において、そういった将来の展望であるとか、先が見える形を丁寧に紹介するようなことを心がけるように、さまざまな機会での求人側への指導とか、そういったところの協議の中で広めて

まいりたいと考えます。

○**福井せいじ委員** ぜひともお願いしたいと思います。この就職面接会のパンフレット一つ見ても、雇用形態というところには、正社員、パート、労働者、この三つ、正社員以外ということになりますけれども、これしかないのですね。これであれば正社員以外は遠慮しよう、そういう人もいるかもしれませんが、ここに1年間あるいは2年間という形の期間担保があれば、やってみようかなという方もいらっしゃると思います。ぜひともきめ細かい求職の情報、求人の情報を積み上げていくことがミスマッチの解消につながると思いますので、お願いします。これは僕はチャンスだと思います。有効求人倍率が1を超えているということはチャンスですので、これを機にぜひ生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。要望で終わります。

○**工藤勝博委員** グループ補助金の関係でさまざまな角度からお話がありましたけれども、今定例会に意見書として載せたいなという思いでありますけれども、そういう中でグループ補助金の要件、従来要件がありますけれども、それにはまらない中小の事業者もたくさんあるわけですよ。今まで4次の募集をやって、候補では43グループ、金額は255億円という金額も上がっていますし、まだまだこのほかにも手を挙げたい方々もたくさんいると思います。それが、一応平成25年度で終わりということも載っていますし、この要件の緩和といえますか、それらはどのように、今後小規模事業者に対しての要件というのはどういう考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

○**松川経営支援課総括課長** 小規模事業者とか、あるいは小規模でグループを編成するのがなかなか難しいという方たちもいらっしゃいます。そういった方たちについての要件の緩和ということも国のほうに要望してまいっております。それから、先ほど申し上げたように、グループを編成するのがちょっとなじまないという業種の方もいらっしゃるかと思います。そういった小規模事業者向けの制度についても創設するように要望してまいりたいと思います。

○**工藤勝博委員** 所管する中小企業庁ですけれども、今の国の状況の中で、要望しても即、はい、そうですかという状況にもならないと思いますけれども、その辺を逆に県のほうで、先取りと言えはあれですけれども、そういうことができないものか。今までじっと我慢している被災者の方は、土地が決まればすぐにでもやりたいというのがたくさんあると思うのです。それに合わせて、県のほうで独自にでも、緩やかな要件にしながら、被災者の再建に向けて支援する必要があると思いますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○**松川経営支援課総括課長** グループ補助金そのものの要件は、ある程度国のほうで定められたものなので、それを県で単独でというのは、これは難しいわけですが、県単の補助金を、給付補助というものを創設しております。これにつきましては20億円、今年度計上しております。確かにこれも上限がありますので、これだけでは厳しいのですが、ほかの制度、例えば三陸基金とか、それからいわて産業振興センターで設備の貸与の制度がございます。そういった他の制度も活用していただきながら、補助金、助成制

度、あるいは融資ということになりますけれども、そういったものをセットで使えるように、一応私どもとしてはセットで使えるように考えておりますので、こういった利用ができるということを事業者の方たちにお知らせしながら、先行ということにはならないかもしれないかもしれませんが、一つの事業者でもこれはできますので、まずこういったことで立ち上がるようにお知らせしていきたいと思っております。

○熊谷泉委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○戸館観光課総括課長 午前中の質疑の中で、補正予算に係る中国人観光客緊急誘致事業に関する小泉委員からの御質問に対しましての答弁の中に正確ではない表現がありましたので、訂正をお願いしたいと存じます。

御質問の食糧費に関する使途、それから単価、人数に関しての御質問でございましたけれども、私レセプションにかかる経費と申し上げましたが、レセプションに要する費用については、別途委託費のほうで計上しておりまして、食糧費につきましては、そのレセプションも含めたプロモーションの事前打ち合わせ、あるいは意見交換に要する経費、それから午前中申し上げた広告支援事業に関する同じく事前の打ち合わせ、意見交換に係る経費ということでございます。単価、人数に関しましては変更ございません。よろしく申し上げます。失礼いたしました。

○斉藤信委員 それでは、この際で幾つか聞きたいと思います。一つは雇用対策です。県は第3回のハローワーク前の調査をしましたね。第3回のハローワーク前の求職者の状況について、できるだけ詳しく示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 去る6月6日及び7日の2日間、宮古、久慈、釜石、大船渡の沿岸4カ所のハローワークにおきまして、求職のため来所した方々にアンケート調査を行ったものでございます。回答をいただいた方の人数は全体で209人でございます。

その回答内容についてでございますけれども、まず一つには、仕事に関するどういう仕事を希望していらっしゃるかということについて、現在の管内で希望するという方が約9割でございました。雇用形態につきましては、男性は正社員希望が56%、女性はパート希望が最も多く40.9%で、次いで正社員希望が33.3%という内容でございます。

実際、現在の就職活動の状況についての問いにつきましては、就職をいつごろ希望して、自分としては就職を見込んでいるか、就職をしたいかということについては、急いで就職をしたいという方が全体で半数以上54.7%あり、男性の場合は約6割でございましたが、女性は急いで就職したいとはいうものの、一方で約3割の方がまだ具体的にいつごろというところまで考えていないということでもございました。

これまでの就職活動の中で、面接を一度も受けたことがないという方が約6割ございま

した。ハローワークで求人情報を探してはいるけれども、具体的に個別の事業所の面接を受けたことがないという回答でした。これまで就職に至っていない要因として、一番多いのは、やはり希望に合う求人がないからという回答で、これが 49.1%で最も多いもので、その内容としては、業種でありますとか雇用形態、あるいは雇用期間、職種、そういったことが主に挙げられました。以上です。

○斉藤信委員 3回目の雇用アンケート調査でも、現在の管内、いわゆる被災地で仕事をしたいというのが9割を占めると。私は本当に復興への熱い思いを感じるのですが、同時に、急いで就職したいという6割に対して、しかしまだ就職が決まっていないという、ここも大変切実だと思います。それで、実は既に雇用保険が切れて、未就職が多数を占めていると思いますが、わかりますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 現在私どもで把握しておりますのは、沿岸被災地に適用されております雇用保険の広域延長給付を受けた方の中で、それが切れて未就職状態ということで把握して、労働局から発表された数字を持っております。これまでに90日間の広域延長給付を受けて、その支給が終了した方は県内で2,005名ございます。給付の手続きを取り始めた方が3,263名で、うち2,005名の方が給付が終了となっております。2,005名のうち、就職が決まらないまま終了となった方は1,319名でございます。うち14名は現在訓練を受けている最中ということなんです。

○斉藤信委員 2,005名は失業給付が切れて、求職しているにもかかわらず1,319人、65.8%が未就職と。これはもう収入が断たれている深刻な状態です。実は、この未就職の状況というのは、1月は62.4%、2月は57.1%。これは反対だね、就職率が62%だったのが、5月18日には34.2%まで、就職率がどんと落ちて、未就職は率も数もふえている。私ここに深刻さがあるのだと思うんですね。単純なミスマッチではない。

それで、もう一つお聞きしたいのだけれども、実は労働局の発表の中に完全失業率というのがあります。この完全失業率は、岩手県の場合、1から3月の統計なのですが、完全失業率5.1%、3万2,000人。去年の10月から12月が4.3%で2万8,000人なのです。そうすると、完全失業者がおよそ4,000人ふえたということになるのです。いわば、有効求人倍率が劇的に改善している一方で、未就職がふえて完全失業率が高くなると。単純にいても4,000人ぐらいの失業者がふえる。求職をあきらめている状況も生まれているのではないかと。雇用情勢について、この現状をリアルに見て、有効求人倍率の改善という一方で、こういう深刻な実態が進んでいるということをよく見る必要があると思いますけれども、部長、この現状についてどういうふうにお考えですか。

○橋本商工労働観光部長 全体的なマクロ的な県全体の数字としては、委員からお話あったとおり、有効求人倍率、5月分で1.03倍、しかも継続的に上昇してきている、そういう状況にあるわけですが、一方で完全失業率とかそういった部分、あるいは未就職の方がふえてきているという状況について、詳しい分析というものはまだできておらない状況でございます。やはり現実、個々のそれぞれ求職者におかれては、それぞれの事情があ

って、委員からお話がありましたとおり、ミスマッチは複合的な要因にあるものということで、ここはハローワークのほうともきちんとその辺についての、単にデータの提供を受けるだけにとどまらず、しっかりと分析をして、個別の実情等も丁寧に把握をしながら対応策というものを考えていかなければいけない状況になって、単に有効求人倍率等が上昇してきているからいいとか、そういう見方をしては正確な状況把握にはなっていないと思っております。その辺につきましては岩手労働局のほうともしっかり連携をとって、情報共有しながら適切な対応をしていきたいと考えております。

○齊藤信委員 ぜひ深刻な雇用実態の現状を調査して、深く分析して、それに対応した雇用対策が打ち出されるようにぜひ頑張ってください。

そこで、事業復興型雇用創出事業ですね、これは1万人を超える規模で、1人当たり225万円の補助という、今までにない制度だけれども、実際には余り浸透していない、使われていない。今の実績と十分に使われていない問題点をどういうふうに把握されているのか。そして、その打開の方向をあわせて示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず第一に現在の利用状況でございますけれども、この事業はこの2月から開始して、6月25日時点で我々のところで書類を受け付け、審査中のものを含めまして76事業所、360人についての利用となっております。

二つ目に、余り利用されていない要因でございますけれども、一つにはやはり事業の仕組み、制度として、雇用の対象が昨年11月21日以降であったということがあると思えます。これについては国に引き続き要望していくとして、そのほかに周知がまだ十分でないのかということも反省しなければならないと思えます。これまで沿岸地区を2巡、計10回の説明会をしてきております。それで、なお伸びが上昇カーブを描かないことから、グループ補助金の交付決定を受けて、事業進捗が比較的早いと我々のほうで把握している事業所に電話調査を行いました。その中で、利用しない理由としまして回答がありましたのは、まず一つには、グループ補助を受けているのだけれども、販売は一たん中断して、それが回復する見通しが十分確信が持てないので、雇用はまだちょっと戸惑っていると。あとは、ハード整備がまだ終わっていないところももちろんございます。それが一番です。先ほどの販売の問題がございます。あとは、再三説明してきたつもりでしたが、やはり制度を間違っ理解していたという事例もございました。例えば、ハローワークがやっている雇用開発助成金と勘違いしていたとか、一部にそういう助成金を入れると、もう会社自体この制度は使えないものだ勘違いしていたとか、DMも2回送っておりますけれども、役所からいっぱい来るので余り見ていないとかありましたので、そういった意味で、よりきめ細やかな周知活動を再度やっていかなければならないと考えております。

○齊藤信委員 グループ補助を受けた企業の電話調査もやったということです。本会議での答弁ありましたけれども、11月21日以降に限られているというのは本当に問題で、既に県の施策はほとんど遡及してやっているわけですから、これは粘り強く国に改善を求める。ただ、グループ補助金の多数が決まったのはこの後ですから、それにしても対象とな

る企業はまだたくさんあるので。

もう一つ、2割までは新規雇用が義務づけられているのです。いわば新規雇用掛ける4倍まで再雇用を認めると、こういう形なのです。だから、新規雇用者をふやさないと、再雇用者だけでは対象にならない。私これは矛盾だと思います。津波で工場が流されたとか、店がだめになったとかいって、一たん全部解雇しているわけです。だから、事業主にしてみれば、全員を再雇用したいのです。これが一番事業者の切実な願いなのです。しかし、回復の状況で、一気に全部再雇用はできないわけです。そこに新規雇用も入れないと再雇用が対象にならないと、私これが一番のネックだと思います。だから、津波災害というこの災害の状況を踏まえれば、再雇用を優先して対象にさせないと、せつかくのこの制度が生きないのではないか。この点は強く国に求めているのか、国は何と言っているのか、そのことを示してください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今の点につきましても、国に対しましては大震災に係る要望でありますとか、知事会を通じた要望にも、対象範囲を拡大するというで要望を出しております。国の考え方としましては、どうしても一部廃業する事業も出てくる。とすれば、そこにいた労働者の方々を吸収するため、何らかのほかの事業所への制約もかけなければという発想で今回の制度をつくったという説明でございました。いずれにしましても、国に対する要望は、現在制度適用は岩手県全域ですけれども、例えば広域延長が適用されている沿岸被災地に限定してでも、そういうエリアを絞ってでも、再雇用のみで可とするような対象の拡大は引き続き要望してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 ある程度の規模の企業は、毎年新規雇用を入れていきますから、こういう被災の状況でもそれは当然のようにやるのです。しかし、何年に1回ぐらいしか雇用しないところは、やっぱり一度解雇した従業員を即戦力として早く再雇用したいと。また、それが解雇した従業員の家族の生活にもかかわるのです。だから、元の事業所で働きたいというのが本当に切実な願いなのです。それで再就職をためらっている人たちも少なくない。私は、この問題は強く、そういう被災の実態というのをぜひ国に認めさせて、そうしないと、これだけの予算を組んだけれども、本当に使われなかったということになる。厚労省にしても困るわけだから。事業をやったけれども、使われないということは。国としても困ることですから。ぜひそこを強く、早く改善していく。

あと、私現場に行って聞いてきたのは、中小企業にとって、県というのが今までほとんど窓口になっていないのです。今回の事業復興型というのは県が窓口。職安にはしょっちゅう行く。だから、そういう意味でいくと、職安との連携と。県が窓口になる機会というのは中小企業にとって余りないので、なじみがない、敷居が高いというのもあります。ここをどういうふうに敷居を低くしていくのか。必要な人員も含めて丁寧な対応をして、この雇用確保に結びつけるようにしていただきたい。

二つ目に、雇用の確保にとっても、被災した事業所の再建というのは決定的な課題です。今の時点で事業者の再建状況はどういうふうに把握されているのでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 商工団体を通じての調査でございますけれども、6月1日現在で、事業の再開の割合でございますが、71.2%ということでございます。2月の調査のときには63.5%ということでしたので、大体8%ほど回復したと認識しております。

○斉藤信委員 事業所数も教えてください。

○松川経営支援課総括課長 事業所数については、3,076事業所でございます。全体の数が7,729事業所となっておりますので、被災したところが4,323事業所です。それに対する事業再開が3,076事業所ございまして、71.2%ということでございます。

○斉藤信委員 それで、8%前進したと。仮設店舗もふえていますから、まずグループ補助金、さっきも議論されました。これは5月で締め切って、6月中に審査をすると。内々示もされたという話を私は聞いています。これは、どこまでここで話せるかわかりませんが、150億円の予算に対して、グループ補助の申請が43グループ、929社、255億円でしたね。審査の状況はどうか。どのぐらいまで今回対応されるのか、予算の枠なのか。

○松川経営支援課総括課長 まず、審査の状況でございますけれども、県で審査をし、その上で国のほうに補助金申請なども行いまして、国のほうで最終的な審査をして決定すると。公表については7月、今月の下旬と一応スケジュールが示されております。

補助金額については、150億円ということで県の予算の範囲内ということになるわけでございますけれども、確かに応募が255億円ということで、予算を上回る応募にはなっておりました。ただ、予算が限られておりますので予算の範囲内で、それから当然のことながらグループを編成した効果と申しますか、復興事業計画というものをつくっていただきますので、その計画の中でグループを編成することによって、復興がどのように効果が上がるか、グループにとってどのような効果があるかということも含めて審査して、決定していくということになります。

○斉藤信委員 恐らく県の審査は一定程度山を越えて、国との協議も含めて決定額の精査をして、7月末の公表ということだと思っております。今の答弁だと、150億円の枠内で審査せざるを得ないと、こういうことだと思います。それで、今回のグループ補助金の申請の特徴は、商店主、商業者がグループを組んで申請したと。これは宮古、大槌、山田がそうでしたね。私はそういう意味で、グループ補助への申請も新たな段階に来たと、そういう努力が今広がっていると、こういうことを見直さなくてはならないと思うのです。今回そういう商業者のグループ補助というのが決定される見通しと。

あともう一つは、半分弱は今のままだと認定されないわけです。間髪入れずに第5次のグループ補助というのを実施しないと、また半年延びるとなったら、再建が本当に難しくなってくるのです。1年4カ月商売できない。グループ補助をもらったって、すぐ事業の再開にならないのです。そういう意味でいけば、宮城も福島も同じ状況だと思いますけれども、間髪入れずにグループ補助の拡充というのを実現しなくてはならない。実は、復興予算の中には4,000億円の予備費があるのです。去年はこれでやったのです、第3次は。だから、これを活用すればすぐできるわけだから、そういうことも含めて早期のグループ

補助の拡充を実現すべきだと思いますが、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 昨年度3次にわたり公募を行って、採択をしてきました。今回は委員の御指摘のとおり、商業者のグループも出てきたということで、確かにグループ補助金の段階といいますか、ステージに応じて応募してくるグループの様相が変わってきているのかなというのは担当者として感じているところでもあります。見通しにつきましては、審査中ということでございますのでお答えは控えさせていただきたいと思いますが、5次の公募につきましては、もちろん国のほうにも今後事業の継続を要望してまいりたいと思っておりますし、予備費の活用ということにつきましては、方法としてございますので、そういったことも含めて国のほうで対応していただけるようにということで要望してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 既に295社がグループ補助の決定を受けていますが、この295社の再建状況、先ほどの答弁だと調査をしたということでしたね。295社の再建状況はどこまでいっているのかお知らせください。

あわせて、資産の復旧事業費補助が今年度から実施をされた。この取り組み状況。さらには、仮設店舗の設置状況、あわせて教えてください。

○松川経営支援課総括課長 295社の事業の完了見込みということでございますけれども、今の進捗状況でいきますと、年度内に終わりそうだというところにつきましては、およそ9割でございます。263社が年度内に完了見込みというところでございます。残りの事業所につきましては、やはり土地利用の問題だとかということで、なかなか見込みが立たないというような状況でございます。

それから、県単の復旧補助費でございますけれども、実は2月の補正から始まっておりまして、2月補正、それから年度をまたいで、平成24年度を含めてでございますけれども、33件、およそ8,900万円、県と市町村を合わせてでございますけれども、8,900万円ほど補助しているところでございます。これが執行状況でございます。

それから、仮設店舗の関係でございますけれども、市町村と、それから中小企業基盤整備機構が基本契約を結ぶ箇所が事業開始された箇所ととらえておりまして、これが6月22日現在でございますが、全体で287カ所、そのうち着工しておりますのが271カ所、完成したのが222カ所となっています。残り49カ所がまだ着工中でございますけれども、お盆前ぐらいまでにはさらに30カ所ほど完成の見込みと聞いております。

○斉藤信委員 295社で9割は年度内完了の見込みと、これは大変よかったと思います。既に完了したのはどのぐらいで、あとはそうすると事業に着手中ということよろしいのか。

それと、最後の質問ですけれども、私は雇用の問題でもう一つ、関東自動車、これはトヨタ自動車東日本ですか、そしてアクアを含めてフル生産と。自動車産業でこそ、今正社員をふやす最大のチャンスだと思うけれども、関東自動車の正規社員、期間社員、契約社員の状況がどうなっているのか。ことしの新規採用はどうだったか。この間、期間工から

正社員への採用はどう推移しているか、これを示していただきたい

○松川経営支援課総括課長 6月18日現在の数字でございますけれども、グループ補助金で完了したというところが91社、率からいきますと3割、30%ほどでございます。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 関東自動車工業岩手工場の正社員等の状況でございますが、従業員数は6月時点で、合計で2,998人となっております。その内訳につきましては、正規社員が1,800人、60%です。期間社員が898人、30%です。派遣社員が300人ということで10%になっているところでございます。

それで、新採用の状況でございますけれども、平成24年度の新採用者は87人というふうに聞いておりますけれども、具体的に岩手工場の配置については伺っていない状況でございます。

期間社員の正規社員への登用という状況でございますが、これは平成18年からそういった登用の動きがございまして、年度別で見ますと18年で46人、19年が71人、20年が106人、21年が10人、22年が15人、23年が13人ということで、合計261人となっております。以上です。

○熊谷泉委員長 斉藤信委員に申し上げます。御発言が長時間に及んでいますので、まとめて簡潔にお願いします。

○斉藤信委員 まだ30分になっていないのだけれども、あと2分ぐらいで終わるつもりで。

○熊谷泉委員長 よろしいです。どうぞ。

○斉藤信委員 これだけ景気がよくてフル生産しているときに、正社員が60%、期間工、これ半年雇用の継続なのです。それで5年も6年も働いているベテランの労働者がたくさんいるのです。それが898人、30%を占めている。挙げ句の果てに派遣社員が300人です。リーマンショックのときにぱっきり切られた派遣社員が今300人です。今答弁があったように、リーマンショックの直前には106人、期間工から正社員に登用したのです。今あれ以上の生産の状況です。本当に100人ぐらいの期間工から正社員への登用を岩手県として強く求めるべきではないか。企業にとっても、これだけのベテランの労働者は貴重だと思いますよ。そういう労働者を使い捨てさせるような企業では、未来ないと思います。

最後は部長に聞いて終わりますが、トヨタ自動車東日本が岩手の経済にとっても産業にとっても大きな役割を果たしていると、そういうときにこそ、先頭に立って正社員の登用を進めるべきではないかと。正社員の比率6割というのは低いですよ。いかがですか、部長。

○橋本商工労働観光部長 7月1日からトヨタ自動車東日本という新しい会社、体制になりました。これまでの関東自動車工業はトヨタ自動車東日本の岩手工場という位置づけになりました。改めて新会社の体制に移行されたことを契機といたしまして、県としても可能な限り正社員への登用等についても要請をしながら努めていきたいと思っておりますけれども、あくまでも、現状におけるアクア等の好調な生産状況というのはあるにせよ、一義的には

企業の経営状況、判断によって、いろいろな雇用形態等については選択されるものと承知しておりますけれども、県としては、できるだけ正規社員として採用していただきたいというようなことは機会あるごとにお願いをしていきたいと考えております。

○小泉光男委員 手短に3点、確認あるいは御質問させていただきます。

第1点は、先ほど福井委員が質問されたわけですが、平泉が世界遺産に登録されて1年、花巻が非常に潤ったということを言われました。その一方、6月27日から岩手日報で浄土のひかりという5回シリーズで連続していましたが、明暗を分ける観光客数ということで、平泉に來たせいでというか、世界遺産に登録した結果、県北・沿岸は観光客数が非常に減ったと。八幡平については、昨年1年間で17.8%の大幅減というふうに言われております。私の選挙区の二戸でも言われております、全然来なくなったと。そういった意味で、私は、平泉の世界遺産登録は県北への道を断ち切ったというふうに考えております。そういったことで、この4月まで県北の久慈にいらした桐田副部長にお聞きしますけれども、その認識と対策をお持ちなのかどうなのか、1点お尋ねをします。

○桐田副部長兼商工企画室長 平泉を中心にして県内に観光客を誘致しようというのは、当部の大きな課題でありますので、実際に観光客の方の意向を調査したところ、平泉からさらに次の地点への移動についても実態としてあると伺っております。そういったことも踏まえながら、平泉から県北への観光客の誘致について、新幹線あるいは二次交通等を利用しながら広げていきたいと考えております。

○小泉光男委員 二つ目です。先ほど斉藤委員のほうから復興機構の取組みが進まないという中で、二重ローンの話をされたのですけれども、朝日新聞で6月21日に抵当権が設定されていて土地が売れない、あるいは市町村で買い取りができないという問題を取り上げております。御存じのように、家は流された、職場も流された、家族も流された。しかし、借金のカタに入れていた抵当権だけはどこまでもついて回ります。しかも、随伴性といひまして、抵当権の特色ですけれども、生命保険とか火災保険の請求権までついていくわけです。ですから、全く抵当権だけが残って売りに売れない、あるいは市町村のほうでも買い取るに買い取れないという状況が今後大きく続くだろうと思っております。

そういうことで、先ほど岩手銀行の話が出たわけですが、公庫のフラット35にしても、窓口は岩手県の場合は岩手銀行が圧倒的に多いわけですから、県のほうから岩手銀行など主導的な銀行に対して、個人で抵当権の抹消という部分の交渉ができないかと思っておりますので、速やかに、できるだけ早く抹消してやれというような指導をしていただかなければ、まちづくりは進まないと思っておりますので、この件に関して部長の御意見を伺います。

○橋本商工労働観光部長 被災地においては、さまざまなそういった具体的な技術的な課題があるということは承知をしております。その最善の方法、方策について、委員から御提案いただいたような件も含めて、解決の方策について探ってまいりたいと思っております。

○小泉光男委員 最後です。三陸鉄道に関しては、ここの委員会の問題ではないかと思

ますけれども、去る6月19日に株主総会が開かれて、当然のことですけれども、1億8,000万円ほどの経常赤字です。団体観光客に至っては、震災の影響で90%減。運賃収入はそういうことで7割も減っているのですけれども、経常赤字について言えば、実は対前年とほぼ同じ赤字幅でおさまっています。この中には、三陸鉄道の社員が非常に涙ぐましい努力をしております。レールを短く切って復興レールということで売り出しているとか、それから被災地でフロントライン研修ということで全国の地方自治体から呼んで、それを運賃収入に充てるとかやっております。

そこで、県も三陸鉄道は地元の足ということで出資しているわけですから、例えば銀河プラザか何かで復興レールか何かを販売して手助けするとか、幾らかでも物販だとかという部分で三鉄の経営に努力するようなことをすべきではないかと私なりに思いますけれども、担当者から感想も含めて御所見を伺いたいと思います。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 県外事務所を活用した三鉄への応援という観点からお答えいたします。東京事務所を初め、今商工労働観光部が所管している県外事務所では、震災関係のさまざまな取り組みをしておりますので、そういった中で三鉄と相談しながら、できることについては協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○**熊谷泉委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** それでは、先ほど中断しておりました請願陳情の審査に戻ります。

先ほど保留となっていた答弁について、いかがでしょうか。

○**猪久保労働課長** 先ほど午前中に質問いただきました時間給に関するデータでございますけれども、厚労省が実施しております毎月勤労統計調査というのがございますけれども、この調査の数字をもとにお答えをしたいと思います。直近の平成24年4月のデータでございますが、現金給与総額のうち決まって支給する給与というのがございますけれども、岩手県の場合、決まって支給する給与が22万9,061円になります。これを総実労働時間161.5時間、この時間数で割りますと、時間当たりの単価といたしまして1,418円、端数を切っております。同様に全国の状況でございますけれども、詳細な給与の金額、時間数は省略させていただきますが、時間当たり1,757円ということでございます。

それから、推移ということでございましたので、震災前の23年2月のデータではございますが、こちらで申し上げますと、先ほどの岩手県の給与のほうは23万2,490円、総実労働時間が153時間、これで計算いたしますと、時間当たり1,519円でございます。同様に全国のほうは時間当たり1,830円となつてございまして、推移ということでございますと、震災前より時間当たりの単価が減ってきているという傾向になってございます。

それから、県の臨時職員の日額というものがございますけれども、これをもとに時間額を計算いたしますと、学歴あるいは勤務歴等を換算いたしまして、6段階に分かれてございますが、一番低いところで、時間額747円、端数は切っております。それから、一番高いほうで872円という状況でございます。以上でございます。

○**軽石義則委員** ありがとうございます。支払い実態が出ていますので、そこに合わせていくための努力をしていかなければならないということを私は求めていきたいと思えますし、経済状況もございますので、一気にすべての企業が支払い実態に合わせていくことはなかなか難しい環境にあることも承知しておりますので、そういう意味では最低ラインをきちっと示していくこと、これが大事だと思いますので、ぜひとも出されている請願の趣旨もそこにあると思っておりますので、そのことを生かしたものにさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**渡辺幸貫委員** 午前中の発言の中で、斉藤委員から両方とも採択してやったらどうだという話がありましたが、40号と33号を比べてみますと、40号は具体的に言えば、なるべく早く800円にして、1,000円にやっていくべきだという内容で書いてありますが、33号の1のアなどを見ますと、賃金の引き上げに関する合意を踏まえ、早期に1,000円にするというので、一気に上げていけと受け取れるわけでありまして、先ほどからいろいろ議論があります就職がなかなか難しいとか、沿岸の企業が就業機会を得るためには、その辺は段階的な歩みも必要だとかいう言葉を入れながら、この辺は修正を、33号のアのあたりに入れるべきではないかなと提案をさせてもらいたいと思います。

あと、逐条的に見ればイとウはいいと思いますけれども。エの審議会や専門部会を公開とすることということになると、公労使を代表して来られて、委員の方が切実な中で自由な意見の開陳をしながら決めていくということも担保してやらなければならぬと思えば、公開というのはいささかどうかなというふうに思うし、慎重であってやむを得ないのではないかと私は思います。非正規の労働者の意見陳述というのもございますが、これは既に聞いていられるやに聞いておりますので、この辺のエについては、こういうふうにはっきり書くのは難しいのではないかと思います。

あと、(2)の最低賃金審議会の委員が労働者側の特定系統団体からのみ選任され続けているということとか、最後のところに公募に基づく公正任命を行うことと書いてありますが、公募に基づくことが公正任命になるかということになると、ちょっと疑問を感じるのです。ですから、この辺は従来の方法によらざるを得ないのかなと。そういう中で、委員になった方が公正に意見を開陳して決めていかれるということがいいのではないかと思うのです。ですから、(2)まで無理に書かなくてもいいのではないかということ。

あと、(3)番の最低賃金の日額、月額の設定を復活させて全国一律という話がありますが、国も自由な就業形態を認めていくということで、ここ何年間か過ぎてきました。そしてまた、労働力もだんだん、だんだん高齢化していく中で、高齢化していても働ける人には働いてもらうべきだというような時代に入ってきておりますので、日額、月額の設定をはっきりさせますと、なかなか自由な就業形態が逆に損なわれるという矛盾も出てくると思いますので、この辺もやっぱり難しいのではないかと思います。

私が申し上げた難しいところを除きながら、33号と40号の整合性を大体合わせれば、どちらの請願も内容が似ているから審議している我々委員も賛成したのだという、ちよっ

とその話の乖離があると、どっちが委員のみんなの本心なんだとなることになってしまいますので、その辺を除きながら認めていければなと申し添えます。

○**斉藤信委員** 渡辺委員の発言もありました。それを踏まえて、聞きたいことと意見を述べたいと思いますが、県議会が意見書を上げるというのは、国が800円さらに1,000円を目指す。それを後押しするもの、それを追認する意見書を出したって意味ないので、今政府はそこまで来ているわけです。だから、だったら早く1,000円をやってほしいという、これは後押しになるわけです。政府が決めたことを早くやれというだけでは。そういう意味で、その程度の違いだということですよ。

それと、日額、そして全国一律というのは、これはグローバルスタンダードなのです。諸外国では全国一律なのです。そして、この請願書にも書いているように、購買力平価で見ると、欧米は、特に欧州はそうなのですが、購買力平価で月額20万円なのです。そういう水準になっているのです。だから、経済力を比べたら日本のほうがずっと経済力は強く大きいのです。ところが、その富の配分が片寄っているのです。今、雇用者報酬がどんどん下がっている。県職員の場合だって10年間で見たら100万円、民間労働者だって平均して55万円下がっているのです。こんな国はないのです。ところが、大企業は、この間100兆円以上の内部留保をためて、内部留保の総額は266兆円になっている。ここに日本経済のゆがみが出て、世界に例のないデフレになっているわけです。収入、賃金が減っているからデフレなのです、需要不足で物価が下がってという。だから、賃金を上げてこそ経済は改善すると。ある意味でいくと、日本経済の根本問題にかかわるのです、労働者の賃金を上げていくというのは。それを上げる際の一番下の歯どめが最低賃金。だから、ヨーロッパはもう千数百円というところにいるのですけれども、せめて800円、1,000円というところを早くやれというのは、私は諸外国から見ても日本の低いレベルを打開していくのは当然のことではないかと。

あと、最低賃金審議会のことで偏向任命をやめと、これは残念ながら事実、実態なのです。これはお聞きしたいのだけれども、全国で連合や全労連、それぞれから労働者の構成に応じて選出しているところが十数県あると思うけれども、そういう流れが今広がってきた。しかし、岩手県は推薦を求めているのです。岩手労連にも推薦を求め、連合にも推薦を求める。推薦しても1回も選ばれていない。これは連合ができてからなのです。連合ができる前の総評、同盟のときは違うのです。総評、同盟からちゃんと構成員の比率に応じて選ばれています。だから、組合員の構成に応じて選ぶというのは当たり前の、労働省の通知にもある精神で、そこに立ち返れば全然問題ないと。少なくとも労働組合の構成員に応じた選任というのが民主主義ではないかと。

そういう改善も全国的に来ていると思うので、そこは全国的な実情も示して、県は推薦を求めて、しかし連合しか知事は任命しないという、これまた事実だと思うけれども、そのこともお答えいただきたい。

○**阿部雇用対策・労働室長** 最低賃金審議会委員の選任の条件につきましては、労働局が

行ったものでして、県のほうではその構成、あるいは全国の状況については承知しておりません。

○齊藤信委員 全国はわからない。

○阿部雇用対策・労働室長 全国の名簿はございます。全国の比率等についてもわかりません。構成員の名簿はございますけれども。

○齊藤信委員 連合独占になっていないところがどのぐらいあるかと。

○阿部雇用対策・労働室長 全国の各県の資料がないとわかりません。

○齊藤信委員 私ちょっと勘違いして申しわけなかった。岩手の労働委員の任命についてはそうだったと。これは最低賃金審査会ですから。実は、国も変わってきているのですよね。あれは何でしたか、簡単に労働争議を解消する仕組み、これは労連系からも選ばれたのです。だから、私は国のほうもそういうふうにならざるを得ないかと思いが、表現はかなりストレートな表現になっていますが、これはその事実を指摘したということで御理解いただければ。

○渡辺幸貫委員 今、諸外国では全国一律が多いというお話もされましたが、それは海外のギルド社会とか、歴史、伝統の中でいろいろな国があるのだろうと。どういう国を描いておっしゃられたのか、それはお聞きしてみたいものだというふうに思います。いずれにしても、大企業の話は齊藤委員の持論でいらっしゃるから、内部留保という話がありますが、新聞を見る限りでは、日本企業も諸外国との競争の中でなかなか難しいというのが現実ではないかなという考えを持っている委員も多々いるのだろうと思うのです。ですから、その辺の整合性の中で、この逐条の部分の直していいのかどうか。その辺を、今具体的なお話がなかったので、御意見等をいただきたいと思います。

○福井せいじ委員 私は、この二つの請願、最低賃金改正等については、今時点では反対であります。経営者が求めることというのは、従業員の物心ともに豊かな生活というものを経営者は求めているわけでありまして、岩手県における今の中小企業の経営の実態を見ますと非常に厳しいものがあるのではないかと私は考えます。もちろん復興による特需は追い風にはなるとは思いますけれども、それが安定的なものになるか、そしてまた全職種にそれが及ぶかという、必ずしもそうではない。これからまた電力の値上げ等も控えていると聞いておりますし、ここでまた人件費が上がってしまったら非常に経営を圧迫し、これから経営をしていくという意欲も減退していくのではないかと私は思います。

私は、この最低賃金を上げる前に、中小企業憲章等に基づく中小企業振興の何かしらの政策を打ち出した後、中小企業の経営が安定できると、安定させることができるようになった後に、初めて実現するものではないかなと思っています。また、経営者はやはりそういった中では、先ほど言いましたが、もちろん従業員の物心ともに豊かな生活の実現を目指して努力するやに私は思いますので、今はこの請願については採択すべきではないと考えます。以上です。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りいたします。まず、受理番号第33号平成24年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○斉藤信委員 項目ごとに採択していただきたい。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、項目ごとに採決をしていきたいと思います。

○斉藤信委員 項目ごとにまとめてやってくれないか、二つに分けて。

○熊谷泉委員長 もう一度休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 それでは、再開いたします。

本請願については、項目によって意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。これより本請願の中で請願項目の1の(1)ア、イ、ウ、1の(4)と2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(1)ア、イ、ウ、それから1の(4)と2は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(1)エ、それから1の(2)、1の(3)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)エ、それから1の(2)、1の(3)は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第40号平成24年度岩手地方最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたしま

す。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択されました請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものであります。今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、一つの意見書にまとめたいと思っております。当職において原案を作成いたしますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 なお、国への意見書の文案中、項目1の(4)、それから2と3は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 よって、今渡した文面の中で削除されたものを除いて、4の番号の部分は2となります。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 休憩でいい。

○熊谷泉委員長 では、休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 それでは、再開します。

なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は委員長案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係及び第11款災害復旧費のうち第7項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の平成 24 年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 5 ページをごらん願います。教育委員会関係の歳出の補正額は、10 款教育費のうち 1 項教育総務費、6 項社会教育費及び 7 項保健体育費と、その下の 11 款災害復旧費のうち、次のページにまいりまして、7 項教育施設災害復旧費を合わせた 5 億 2,341 万円を増額しようとするものであります。

その内容につきましては、お手元の予算に関する説明書（平成 24 年度）により御説明申し上げます。事業ごとの補正額については省略させていただきますので御了承をお願いいたします。それでは、お手元の説明書の 33 ページをお開き願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の放射線対策費は、盛岡農業高等学校で昨年収穫した実習用の牧草から暫定許容値を超える放射性物質が検出されたため、同校牧草地の除染、及び同校で飼っております乳牛、肉牛の代替飼料の購入に要する経費を増額しようとするものでございます。

次の幼稚園等の複合化・多機能化推進事業費補助は、被災した市町村立保育所について、幼稚園機能が付加された認定こども園として復旧、復興する市町村に対して、その付加する幼稚園機能に係る施設整備費等を補助しようとするものであります。4 目教育指導費の実践的防災教育総合支援事業費は、震災の教訓を踏まえた防災教育に関する指導方法の開発、普及や災害ボランティア活動の支援事業を実施するとともに、地域の防災関係機関との連携体制を構築、強化しようとするものであります。

次の 34 ページにまいりまして、6 項社会教育費、2 目文化財保護費の文化財保護推進費は、沿岸地域の被災した市町村立博物館の文化財等について、洗浄や腐敗防止処理を行った上で修理、修復し、安定的に保管しようとするものであります。

その下、35 ページをごらん願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の児童生徒放射線対策支援事業費は、学校給食の一食全体についてモニタリング検査を行い、放射性物質の有無や放射線量を把握し、学校給食のより一層の安全・安心を確保しようとするものであります。

次に、少し飛んでいただきまして、40 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、7 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費の学校施設災害事業費は、県立高田高等学校の校舎配置等土地利用計画の確定に伴い、敷地面積が当初の見込みよりもふえたことから造成工事費を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 それでは、放射線対策費についてお伺いいたします。これは農業高等学校の牧草から基準値を超える放射性物質が検出されたということでございますけれども、ほかにも農場を持っている高校があるわけですが、それぞれの実態についてどのように把握しているか、お伺いします。例えば一関二高とか遠野緑峰、それから岩谷堂等では予備

の牧草が足りなくなっているとか、それから別途予算を用意してもらわないと石灰散布とかカリウム散布というのに経費が余計にかかっているというような声も聞こえてきますけれど、まずそこからお聞きいたします。

○**小倉学校施設課長** 牧草地の関係でございますけれども、牧草地を有している県立高校は、県内に11校ございます。このうち5校で乳牛、肉牛、豚などの家畜を飼育しております、これらの飼料として牧草を利用している状況でございます。また、そのほか4校では農家、農協等への牧草の売却、あと残り2校は牧草の利用はなされていない状況でございます。

家畜を飼育している学校の暫定許容値の関係でございますけれども、一関二高につきましては、平成24年産の一番草で1キログラム当たり15ベクレルの数値となっております。これは、きのう学校のほうから報告からあったところでございます、基準値は下回っている状況にあるということでございます。また遠野緑峰高校でございますが、1キログラム当たり42ベクレル、これは24年産の一番草ということでございます。岩谷堂高校につきましては、1キログラム当たり448ベクレルという状況になってございます。これは基準値を超過しているという状況でございます。

○**小西和子委員** それでは、二つ目でございますけれども、これは今年度分でございますけれども、次年度以降の支援についても何かお考えなのであればお伺いいたします。

○**永井予算財務課長** 今年度計上いたしました放射線対策費につきましては、現在除染の計画を進めてございます盛岡農業高校の除染に要する経費を計上させていただいてございます。今後平成24年の一番草の検査結果等が順次出てまいります。これによりまして除染が必要と認められる学校の除染経費につきましては、今後の予算措置、あるいは緊急を要するものにつきましては、既存の経費の活用等により対応していく所存でございます。

○**小西和子委員** それでは、児童生徒放射線対策支援事業ということで、学校給食における対策の方法についてお伺いいたします。まず、実施予定の市町村についてお伺いいたしますし、モニタリング検査に至るまでの過程、どのような経過があつてこのような事業に至ったかお伺いいたします。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 学校給食のモニタリングを実施する市町村でございますが、これにつきましては大船渡市、大槌町、普代村、紫波町、二戸市でございます。経過についてでございますが、国の委託事業として実施するものでございまして、県下全市町村に希望を徴したところ、この5市町村ということでございました。地域的にバランスを見ても妥当であろうということで、この5市町村で実施することになりました。

○**小西和子委員** 特に一関市と平泉町、奥州市の食材等が心配されておりますけれども、こここのところについて、現在どのような検査、公表がされているかお伺いいたします。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 現在一関市等におきましては、4台の測定機器を用いまして、市内13町以上を対象に測定の実施をしているところでございます。平泉町につきましては、1台というような状況で、確実に食材の検査はなされていると認識しております。

○**小西和子委員** 奥州市も一関市もそうなのですけれども、特に奥州市は、奥州市で取れた野菜等についてしっかりと測定しているということを私も情報を得ておりますし、学校給食で提供した後に1食分の測定もして、それを公表している。今までずっと不検出であったということでございます。次に、県立学校のほうの測定というのはどうなっているのかというところをお伺いしたいと思います。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 県立学校におきましては11校に測定器を配置して測定しているところでございますが、現在6月からの実施で、6月中には5校で10品目、そして丸ごと3回、合計13品目を測定したところでございます。いずれも測定結果は基準値以下という状況になってございます。なお、この中は市町村あるいは私立の幼稚園などの食材の測定を委託されてはかったものが大部分でございます。

○**小西和子委員** 県立学校のほうでは流通に乗っていないものというのを食材に使用するということが余りないと聞いておまして、検査担当者の業務内容はどうかということで、いろいろ課題があるのではないかなと思います。今話がありましたように、私立幼稚園であったり、ほかの小中学校の分もあるでしょうが、そういうふうに外部からの委託についても対応しているということですが、検査担当者の業務内容についての課題と問題点、それから食の安全確保に対する小中、それから県立学校にかかわっての県教委の考えをお伺いいたします。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 検査のための担当者についてですが、これにつきましては今年度は緊急雇用の事業を活用いたしまして臨時職員を配置して、その検査に当たっていただいているところでございます。現在のところ、運用面で問題があるというお話は伺ってございませんが、新しい機器の操作、そして大切な食材の検査ということで、検査のトレーニングに時間を要することがわかっております。したがって、現在は大きな問題は抱えてございませんが、継続しての雇用ができるのかというようなことで、ちょっと問題があると考えてございますが、これにつきましては測定のブランクが生じないようにさまざま考えていきたいと考えてございます。

それから、県の給食食材に関する放射線検査の考え方ということでございますが、県といたしましてはスクリーニング、事前に可能性のある食べ物を検査いたしまして、それを排除しようという考え方、排除といいますか、それは使用しないという考え方でございます。なお、今回国庫委託金を得まして、丸ごと検査を実施するわけでございますが、これにつきましては、私どもが今実施しているスクリーニングによる安全確保が確実なものであるということを検証するという立場から実施させていただくというものでございます。

○**小西和子委員** 今のが安全確保に関する県教委の考えということですね。

県立学校のほうでは市町村立の学校に比べて、何となく検査が手薄ではないかというような危惧があります。そこで、やはり丸ごとの検査というのもぜひ行ったほうがいいのではないかと思います。といいますのは、奥州、一関のあたりにある学校もありますよね、

特別支援学校。丸ごと検査というのは、先ほどお話があったように、スクリーニングした後で、これは心配はないということを確認するための検査でございますので、そこまで検査をすれば保護者の皆様方も安心するのではないかなと考えます。

○**斉藤信委員** 私も 33 ページの放射線対策費、盛岡農業高校の牧草の除染ということですが、先ほどの答弁で、岩谷堂は 448 ベクレルということがありました。乳牛、肉牛、豚を扱っている 5 校はどこなのか。牧草の売却をしている 4 校はどこなのか。岩谷堂高校がことしの一番草で出ましたが、去年は出なかったのでしょうか。そこをまず教えてください。

○**小倉学校施設課長** まず、牧草を家畜の飼料等として利用している学校でございますが、盛岡農業高等学校、花巻農業高等学校、水沢農業高等学校、一関第二高等学校及び遠野緑峰高等学校でございます。また、牧草を売却している学校でございますが、4 校でございますけれども、北上翔南高等学校、岩谷堂高等学校、久慈東高等学校及び一戸高等学校となっております。

岩谷堂高等学校の暫定許容値の関係でございますが、先ほどの答弁で平成 24 年産の一番草で 448 ベクレルということで答弁申し上げましたが、それ以前の部分につきましては、売却ということになっておりまして、学校からは購入者のほうで測定をしているということで聞いております。

○**斉藤信委員** 私が事前に聞きましたが、水沢農業高校も 211 ベクレル出ていますね。これはことしの一番草ですね。水沢農業高校は乳牛、肉牛などを扱っているわけですね。この対応はどうするのか。

あと、牧草を売却しているという岩谷堂高校の 448 ベクレルの牧草は、具体的にどういうふうに対応されるのですか。

○**小倉学校施設課長** 水沢農業高等学校の関係でございますが、211 ベクレルということで暫定許容値を超えておりますので、これは除染が必要になってまいります。具体的な除染の方法でございますけれども、水沢農業高等学校におきましては、今年度牧草地のいわゆる改良といえますか、そういう作業を行うことになっておりまして、天地返し等を行うということで、あと農業高校でございますので学校に除染のための機械等があるというようなことがありまして、自前で除染作業を行うということにしております。今現在は、その流れの一環でございますけれども、除草作業を行っているという聞いております。

また、岩谷堂高等学校でございますけれども、水沢農業高等学校の機械を利用させていただいて、今年度同様に除染作業を行うということになっておりまして、具体的には水沢農業高等学校のプラウ耕起といえますか、天地返しの作業が終わった後に、機械を借りて岩谷堂高等学校でも自前で除染作業を行うということになっております。

○**斉藤信委員** そうすると、水沢農業高校の場合には、乳牛、肉牛の飼料確保が必要になってくるのではないのでしょうか。

それと、水沢農業高校は去年の一番草で 493 ベクレル出て、二番草、三番草は 100 ベク

レル以下だったと。ことしやったらまた出たと。岩谷堂高校は去年はどうだったのでしょうか。

○小倉学校施設課長 岩谷堂高等学校の昨年、平成 23 年産の一番草でございますが、ちょっとデータは把握してございません。ただ、先ほど答弁の中で申し上げましたが、二番草、三番草は売却の後で、売却先のほうでということを知っております。そういう状況でございます。

それと、水沢農業高等学校の飼料確保の関係でございますけれども、暫定許容値を上回ったところ、何カ所か牧草地がございますけれども、そういったことで、すべての牧草地ではないということで、許容値以下の部分の飼料等を代替飼料というような形で使いながらやりくりをしていくと聞いております。

○斉藤信委員 岩谷堂高校が二番草、三番草は牧草を売って、業者がそれを検査したと。異常はなかったのですか。基準以下だと、特に問題なかったということですか。

○小倉学校施設課長 売却先のほうから学校を通して、何か基準値を上回ったとかというような話は聞いてございません。

○熊谷泉委員長 斉藤委員の質疑の途中ではありますが、この際午後 3 時 15 分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

○斉藤信委員 放射線対策については、ことしの一番草で基準値を超える測定が出るなど、一関市は全体として、高校牧場を含め、除染の対象になっているし、奥州市もそうです。そういう意味でいけば、農業高校の牧草地とはいえ徹底した測定をやって、機敏に対応すべきだと、これは指摘にとどめて。

次、まとめて聞きます。幼稚園等の複合化・多機能化推進事業の対象、自治体保育園、これがどういうふうに整備されるのかを具体的に示していただきたい。

実践的防災教育総合支援事業費、これもどこが対象で、中身を見ると委託費が 349 万円になっているのですが、これは市町村、学校に委託するということなのか、その他のところに委託するということなのか、事業の中身を含めて示してください。

それと、最後ですけれども、県立高田高校の学校の整備で、敷地面積がふえるということで増額補正になっていますが、校舎、体育館、グラウンドの整備の見通し、これを具体的に示していただきたい。そして、私は、ことしの入学生が新校舎で卒業できるということをぜひ目標にしてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小倉学校施設課長 まず、認定こども園の対象施設についてでございますが、今回の補正は二つの施設が対象になっておりまして、一つは岩泉町立の小本保育園でございます。ここにつきましては、国の平成 23 年度の東日本大震災復興交付金の交付決定に基づく今回の補正ということになります。小本地域において、幼稚園機能がないというようなことが

ありまして、この被災を機にいたしまして、地域の子供たちの受け入れを図ろうと、体制整備をしようとするものでございます。

もう一つが陸前高田市立高田保育所ございまして、これは国の平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金の交付決定に基づくものでございまして、陸前高田市内の幼稚園が被災したことに伴って、その代替機能という形で、今回認定こども園として幼稚園機能を付加しようとするものでございます。

○**松葉特命課長** 防災のことでお話いたします。実践的防災につきまして、この委託につきましては釜石市でございます。内容につきましては、緊急地震速報システムの導入、これは3校で考えております。また、この導入した後の避難訓練等の活用で考えております。また、釜石市では既につくってありますけれども、防災教育のための手引、これの改訂版の作成、そして今お話しした中で総合的にアドバイザーということで、学校防災のアドバイザーを導入し、今お話しした事業についての支援とかをいただくということで、その費用といたしまして349万円という内容になっております。以上であります。

○**小倉学校施設課長** 高田高校の整備の関係でございますけれども、高田高校の再建につきましては、平成24年度、今年度でございますが、用地取得、造成工事及び施設の基本設計、実施設計を行うこととしてございまして、来年度25年度から2カ年にわたりまして、校舎と第1、第2体育館及び漁業実習棟の建設を行う予定にしているところでございます。これら主要施設の完成でございますが、平成26年度末までを目指して取り組んでいるところでございます。

委員からできるだけ早く、今の1年生が新しい校舎で卒業ができないかというような御質問がございましたけれども、私どもとして、できるだけ早期に完成するように取り組んでまいりたいと考えておりますし、第1体育館につきましては25年度のうちの完成を目指して取り組む予定にしているところでございます。

○**斉藤信委員** グラウンドは。

○**小倉学校施設課長** グラウンドでございますけれども、グラウンドは二つに分かれるわけでございますが、津波で浸水いたしました第1グラウンド、ここは本校舎があったところでございますが、ここ今仮設住宅が建っております第2グラウンド、この二つを使う予定にしております。第1グラウンドにつきましては、陸前高田市の復興状況等も見ながら対応してまいりたいと思っておりますし、第2グラウンドにつきましては、仮設住宅等の状況を見て整備等を行っていく予定にしております。

○**熊谷泉委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第41号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 本請願にかかわって国の動向を中心に御説明いたします。

まず、請願事項(1)、少人数学級の推進及び学級規模は30人以下学級とすることについてであります。国において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法でございまして、その改正によりまして、平成23年度から小学校1年生について35人学級となったところですが、平成24年度は小学校2年生の35人学級の実施について、標準法の改正ではなく加配定数の増の措置により実施されたところがあります。

国では、昨年6月、学級規模及び教職員配置について必要な措置を検討するため、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議が設置されまして、現在議論されているところでございます。この検討会議の結果を踏まえまして、文部科学省においては平成25年度予算の概算要求が行われるものと承知しております。

本県におきましては、35人以下学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生まで拡充したところでございます。さらに、中学校1年生について35人学級の定数措置を今年度から全面に実施したところであります。なお、小学校2年生から中学校3年生までの少人数学級の実現に向けた新たな定数改善計画を策定するよう、これまでも国に要望しており、今年度も7月に政府予算要望の中で要望したいと考えております。

続きまして、(2)の義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元することについてであります。義務教育費国庫負担金につきましては、これまで地方六団体及び中央教育審議会等の場においてさまざまな議論がなされ、平成17年11月30日、政府与党合意において、義務教育の根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持するとされたところでございます。費用負担につきましては、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に変更になりました。税額分につきましては、税源委譲により財源措置されてきましたが、これまで標準法により必要な教職員定数の財源は確保されてきているところでございます。

なお、負担割合の復元について、現在のところ、国において特に議論がなされている状況にはないものと承知しております。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 まとめてお伺いいたします。少人数学級の効果について、小1、小2、それから中1というふうに分けてお伺いいたします。

それから、二つ目ですが、少人数学級、大変効果があるということを言われているわけです。国の制度設計を待たずに、東北のほかの5県はそれに先んじて少人数学級を実施してまいりましたので、その実施年度も含め、それから県単の予算措置についてもあわせてお伺いいたします。

○漆原小中学校人事課長 少人数学級の効果でございますが、小学校と中学校に分けてお答えさせていただきます。昨年度、県内の市町村の全学校、山田町と宮古市を除いて、アンケート調査を行いました。その結果でいきますと、小学校の少人数学級の効果は、少人数指導と比較して、安全管理、健康管理で76%、学習集団のまとまりで67%、人間関係の把握で58%で成果があったということを挙げております。また、中学校のほうにおきましては、少人数指導と比較して少人数学級で効果があったのは、基本的な生活習慣の定着で81%、中1ギャップの緩和で76%、不登校や問題行動の抑止等で68%。学習集団のまとまりで58%効果があったと挙げております。また、少人数指導と同じように少人数学級においても、昨年度の調査では中学校では学力向上や学力の底上げを成果として挙げている学校が多くございました。

それから、東北6県の少人数学級導入の状況と、県単等での予算措置の部分ですけれども、青森県におきましては小学校、中学校、それぞれ平成14年度より少人数学級を導入し、今現在では少人数学級の促進のためとして、非常勤講師に6億円から7億円の予算を措置していると聞いております。

また、宮城県におきましては、平成16年度から小学校1年生、2年生に35人以下学級を導入し、中学校につきましては平成19年度から35人以下学級を導入しています。宮城県におきましては、特に県単での予算措置はしていないと聞いております。

秋田県につきましては、平成13年度から小学校1年生、2年生に30人程度の少人数学級を導入し、その後平成23年度、小3、そして平成24年度、今年度から小学校4年生。中学校におきましては、平成10年度から30人程度の少人数学級を実施していると聞いております。それにかかわる予算につきましては、常勤講師と非常勤講師のために3億9,000万円を予算措置していると聞いています。

山形県につきましては、平成14年度から18人から33人学級、小学校1、2年生については35人以下学級ということになります。小学校3年生から6年生までは順次それぞれ少人数学級を取り入れ、中学校につきましては平成17年度から中学校1年生に導入、そして平成21年度に中2、昨年度、23年度より中学校実施と。山形県におきましては、小中、1年生から中学校3年生まで、すべて少人数学級を導入しています。このための予算としまして、常勤講師と非常勤講師のために5億7,000万円を予算措置していると聞いております。

最後になりますが、福島県につきましては、平成 14 年度に小学校 1 年生、中学校 1 年生の 30 人以下学級を導入後、年次ごとに平成 17 年度までかけまして、それぞれ小中で 30 人以下学級、そして 33 人以下学級が導入されております。このための予算措置につきましては、私らのところでは把握しかねたところであります。

また、本県では、先ほど参事のほうからもお話いたしましたけれども、平成 18 年度に 35 人以下学級を小学校 1 年生、そして平成 19 年度に小学校 2 年生。中学校につきましては、平成 21 年度から試行し、本年度より全面実施できるように定数措置したところであります。これらを担うための形での少人数学級をさらに推進するためにサポート推進事業としまして、本県では 4 億 2,000 万円を県単で予算措置をしているところであります。以上であります。

○小西和子委員 ありがとうございます。このように大きく開きがあつて、どうしても岩手県はおくれているわけですが、そんなに財政状況は変わらないと思うのですが、このように差が開いている状況はどうしてだとお考えか、教育長にお答え願います。

○菅野教育長 教育長としてこういうお話をするのは怒られるかもしれませんが、確かに東北 6 県、そんなに財政規模の違いはありません。ただ、その財政構造は大きく違ってきます。それぞれの県に、どこに県単で力を入れているというところが、それぞれの県に特色が出ています。岩手県の特色は、健康と命を守るところに非常に大きく注力している県です。県立病院について、特に一般財源を 100 億円以上毎年投入しております、やはりそういった点は東北各県に比べて非常に注力している県だという、それぞれ県の特色があらわれているのだと思います。

ただ、そうは言いながら、やはり今後の岩手を担う子供たちですので、我々として、そういった財源状況の中でもどういうふうな工夫をして、子供たちのためにいろいろ努力をしていけるか。先ほど申し上げましたが、確かに他県に比べるとおくれている点はあるかと思いますが、それぞれの地域においてよりよい教育ができるように教育環境の整備については、今は確かに沿岸部の復興が非常に困難な状況を極めておまして、まずは沿岸部に極力多くの教員を配置しなければならないという環境にございまして、全体の改善というものは非常に困難でございまして、そういった状況を見ながら引き続き私どもとして取り組みを強めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 今少人数学級の効果についての回答がありましたので、全国の都道府県の動向がわかれば示していただきたい。それと、本来これは国への意見書提出を求めている請願ですから、国の動向で改めて聞きたいのだけれども、平成 24 年度に、本来学級編制基準を変えるべきところを変えないで、姑息な形で小学校 2 年生に対応したのです。既に実施しているところは対象外になったということで、さっき加配増があつたという話でしたけれども、例えば既に実施しているところには、そういう加配増はなかつたのか。一律全国加配があつたのか。そこを示していただきたい。

私は、大震災を受けたときだからこそ、子供たちに本当に行き届いた教育というのが今

まで以上に必要になってきていると。やっぱり 30 人以下と 40 人近くというのは、教室の雰囲気全然違うのです。今本当にゆとりを持って教育に当たることが必要なので、そういう意味でいけば、民主党、これまた公約違反になるのではないかと。民主党そのものがどうなるかわからないけれども、平成 25 年度に向けてもう少し詰めて、どんな検討がされているのか。それを反映して予算編成という話がさっきありましたが、どういう検討、どういう方向なのか、わかる範囲で示してください。

○漆原小中学校人事課長 一つ目の、全国の 35 人以下学級の状況ですが、小学校 2 年生におきましては、13 県におきまして 30 人以下学級、それから 2 県におきまして 31 から 34 人学級、25 都道府県が 35 人以下学級となっております。小学校 3 年生におきましては、30 人以下学級が 3 県、それから 31 から 34 人学級が 2 県、35 人以下学級が 14 県となっております。小学校 4 年生におきましては、30 人以下学級が 3 県、31 から 34 人学級が一つの県、35 人以下学級が 11 県となっております。小学校 5 年生、6 年生ですが、30 人以下学級がそれぞれ 2 府県、31 から 34 人学級がそれぞれ一つの県、35 人以下学級が小学校 5 年生は 6 県、小学校 6 年生は 7 県となっております。

中学校につきましては、中学校 1 年生で 30 人以下学級を実施している県が 5 県、31 から 34 人学級を実施している県が 2 県、それから 35 人以下学級を実施している県が 22 の道府県となっております。中学校 2 年生につきましては、30 人以下学級が一つの県、31 から 34 人につきましては 2 県、35 人以下学級については 8 府県。最後になりますが、中学校 3 年生につきましては、30 人以下学級が 1 県、それから 31 から 34 人が 2 県、そして 7 府県が 35 人以下学級を実施しているところであります。

それから、二つ目の質問でございますが、小学校 2 年生の 35 人以下学級の定数措置は、国では加配措置にしたわけですが、それによるそれぞれの全国で先駆けてやっているところへの不公平感をなくすために、国のほうでは、前年度の加配に対して一律 4.7%の措置をするということで、本県におきましても少人数学級に必要な数に相当するような 33 人の加配を、小学校の専科加配、中学校の学習支援加配、児童生徒支援加配、特別支援教育加配等で措置しております。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 文部科学省の検討状況についてでございますけれども、昨年 12 月に文部科学省と財務省との間で確認事項というのがございまして、少人数学級の推進、個別課題に対応するため、定数について効果検証を行いつつ、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うこととされているところでございます。それを受けて、検討会議の中ではさまざまな意見を聞きながら、理論構成をしていると聞いておりますが、文部科学省としては定数改善計画を策定し、計画的な職員採用につなげたいとされているところでございまして、加配教員の配置というのは非常に安定的ではないし、全国一律ではない可能性もあるということで、そういう方針で臨んでいると聞いています。

○斉藤信委員 全国の実施状況は、一覧表あるでしょうから、後で皆さんに提供してくだ

さい。今聞いた範囲で、岩手県は小学校1年、2年、中1だけれども、それ以上に少人数学級が全国では取り組まれているというのが実情だと思います。国が少人数学級をきっちり法制化して、確実に小学校全学年、そして中学校に拡充するように強く求めたいし、やっぱり岩手も、次の段階まで間延びし過ぎるのだね。震災があったということもありますが、子供たちの教育というのは、だからといって1年、2年待てるわけではないので、ぜひ全国におくれないような手だてを前向きに検討していただきたい。以上で終わります。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 県立高校の定数の考え方についてお伺いいたします。震災前と震災後、いろいろ人口の流動もあると聞いておりますけれども、今年度の入学者の定数の考え方などについてお示し願います。

○**富士特命課長** 今年度の定数の考え方という御質問でございますが、それにつきましては、現在基礎データということで、中学校の在籍、あるいは中学校卒業後の進路状況等を調査をしております、そのデータが今まとまっているところでございます。そのデータを見ながら、来年度、どの程度生徒数が減るのかということをお勘案しながら、昨年度大きく定員割れをしたという状況がありますので、それも踏まえながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** データ取集中ということでございますので、検討する際の素材の一つになるかどうか、検討に加えていただきたいのですが、先般軽米町の本音で語ろう県議会に出席した際に、参加された方から、地域によって進学する高校の選択肢の意見と、高校の質という問題の提起をされました。私がこの委員会を代表して参加しておりましたので、教育について語れるぐらいの知識はなかったのでありますけれども、いわゆる青森県との隣接の状況で、公立学校と私立学校の他県の部分も含めての選択という状況の中で、岩手県の公立高校よりも青森県の私立高校を選択する状況に入ってきているというような御意見があって、岩手県の県立高校はそんなに悪いという思いはありませんし、私自身も県立高校の実業科、専門高校を出て、こういう立場にもあるので、高校はそれぞれ個人が選択する場であると思っておりますし、選択できる環境や条件を整備していくことが必要ではないかというお答えをしてきたのですけれども、県教委ではそこら辺を今どのように今お考えなのか、あわせてお聞きをしたいと思っております。

○**富士特命課長** 選択できる条件ということでございましたが、現在次期高校再編整備計画につきましては、震災の影響がありまして凍結している状況でございます。それまで各地域において意見交換等させていただきまして、意見を伺ってまいりました。凍結したということで、次の検討に入るに当たっては、また地域のほうに出向いてまいりまして、いろいろ御意見を伺いながら検討に入っていきたいと思っております。現在のところ白紙の状況でございますので、どういう学校配置あるいは学科の配置がいいかということについては、今後検討させていただきたいと思っております。

○**軽石義則委員** それでは、今後検討する上で、子供の数とか定数のかわり、公立であれ、私立であれ、そのバランスのとり方というものが大事になってくると思っておりますので、それをぜひ検討の素材の中に入れていただいた上で、結果を出していただくようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

県内の工業系の専門学校の考え方についてでありますけれども、先般委員会で宮古工業高校、被災したところで、設備が更新されて、非常に新しい機械が入って、先進技術を学び、そしてこれから復興に役立てる人材育成になるなというふうに実感をしてきましたけれども、他の高校における現状、その設備面ですね、どのような設備の改修計画を持っているのか、大きな課題はないのかをお聞きいたします。

○**小倉学校施設課長** 設備の関係でございますけれども、各学校から毎年度ヒアリング等を行いまして、設備の充実といいますか、更新等を行ってきているところでございますが、

なかなか御要望にすべておこたえできないというような状況が続いているところでございます。ただ、そういう中でも、できるだけ選択をしながら、重点化しながらやっていこうということで取り組んでいるところでございます。

○**軽石義則委員** ある機械を使って技術を磨くというのも大事かもしれませんが、世の中、実際進歩しているのが速いわけでございますので、それに対応する技術者をつかっていくというのも非常に大事なことだと思っております。中には、経済同友会の補助というものもあると聞いておりますが、その内容についてお示しを願いたいと思います。

○**石川企画課長** 経済同友会からの支援でございますが、経済同友会に出資しております I P P O I P P O N I P P O N プロジェクトというものが昨年来実施をされております。第 1 期、大体 6,000 万円程度、第 2 期が 9,000 万円程度の機器を沿岸地域の実業系高校を中心に、学校の希望を聞きながら配備していくという状況でございます。このプロジェクトは、今 3 期について検討中でございまして、経済同友会によりますと第 5 期くらいまでは考えているという話をいただいております。

○**軽石義則委員** そのようないろいろな形で活用できるものがあれば、さらに被災されたところのみならず、内陸においても人材育成に大事なものだという思いがございまして、さらにそういう幅広に窓口を広げることも大事だと思いますし、情報収集も大事だと思いますので、それらについても今後取り組みをお願いしたいと思います。

工業系の学校におきましては専攻科を設置し、専攻課程を経ての就職率はかなり高い。そして、ニーズもかなり高まっていると聞いてございます。さらに、専攻科が今あるところと、それから今後拡大していく考え方があるのかどうかをお示し願います。

○**菅野教育長** 専攻科、特に工業系の専攻科は黒沢尻工業高校の専攻科が非常に高い評価をいただいております。あれは岩手大学ですとか、一関工業高等専門学校ですとか、そういったいわゆる大学の先生方の御支援もいただきながら、一方で企業の方々も、実務も含めて、そういった御支援をいただきながら、非常に高いレベルで子供たちを育成していると思っております。

黒沢尻工業高校の専攻科であります。私どもとしては、県内全工業高校の専攻科だというふうに基本的には位置づけていまして、すべての県内の工業高校があそこを目指して技術者として進んでほしいと思っております。非常に評価が高うございますので、ぜひともあいった専攻科を他の工業高校にもというお話をいただいておりますが、ただ先ほど申しましたとおり、やはり企業との連携、それから大学の支援もいただきながら高度な教育をしていかなければならない。それに対する教員の確保、それからそれを支援していただく周りのサポート、またあわせて大学等の支援、当然地域的な問題もありますし、受け入れの問題もありますので、まずは黒沢尻工業高校の専攻科を、先ほど申し上げましたすべての県内工業高校の専攻科としてより充実させていくということをもまず第一に考えながら、今後産業界等の需要、商工労働観光部とその辺についてどうあるべきかということについて一緒に考えていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 考え方については理解できますけれども、北上という、いわゆる内陸に集中することも大事だと思いますが、やはり沿岸、被災されたところからそこに送り出すといいますか、実際生活をしなければならぬこともプラスになるとすれば、自宅から通える範囲に一つあってもいいのではないかという声もございます。そういう意味では、沿岸に1カ所専攻科があれば、さらに拡大できる、人材育成の場が設けられるという思いもありますので、その部分をぜひ検討していただきまして、今後の対策に入れていただきたいと思います。以上で終わります。

○**福井せいじ委員** 子供の教育についてですけれども、子供の教育というのはスポーツあるいは文化、さまざまな場面でその子供の持つ可能性を開花させていくということが必要だと思うのですけれども、きょうは学力という点で少しお伺いをしたいのですけれども、私は今高校のPTAをやっております、ある機関紙を見たときに、大学入試センター試験における岩手県の現況ということで、これはお聞きするとさまざまな統計のとり方がある、偏る場合もあるということではありますが、ある統計によると岩手県が英語では全国で最下位、そしてまた他の教科においても類似したような成績であるということをお伺いしました。この統計については、さまざまな形での分析、あるいは偏ったとり方があるとは思いますが、加えて、最近、実は最難関校であります東京大学への合格者が岩手県では非常に少なくなっていると、こういったことも伺ったのでありますけれども、この辺について情報とかありましたら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**高橋高校教育課長** 大学の進学についてでございますが、福井委員が冒頭にお話しなされました大学入試センターから公表されるのは、全体の平均点と都道府県別の志願者数だけでありまして、大学入試センターは都道府県別成績の公表はしておりません。マスコミが報道する都道府県別の平均点は業者が集計したものでございまして、業者が集計で利用するのは、高校から提供されました生徒の自己採点のほかに予備校の自己採点も加わります。業者が集計するデータの総数は業者や都道府県によって異なり、各都道府県の学力の実態を正確に把握するものではございません。ということで、県教委としてもその集計は持っておりません。

そして、県内の大学等への進学につきましては、県内を希望する生徒が一人でも多く大学に入学できますよう、いわて進学ネットワーク事業を年々強化しております。各学校が意識を同じくしながら、県内のどこの高校生も自分たちの生徒という意識で講義や講演を開催してまいりました。といいますのも県内には予備校というものがございますので、それにかわりまして、朝、夜、昼、終日生徒につきっきりで、進学する生徒が進学希望を達成するために頑張っているところでございます。

先ほどの東大の入学の数でございますけれども、やはり年々少なくなっているのは事実でございます。ただ、東大に入学している、数を稼いでいるという言い方はあれですが、そういう学校は首都圏や大都市の私立高校、特に中高一貫校であり、その実態というものは詳しく調査してみなければわかりませんが、岩手県の高校のように勉強、部活

動、学校行事等のバランスがしっかりとれた、そういう教育課程になっているのかどうかというのは、調査してみないと、心配されるところでございます。そういうことからしますと、岩手県の高校は、勉強ばかりに偏った進学校というのは一校もないと思っております。しかし、東大に入りたいという生徒があるのであれば、私たちもそれに向かって努力していかなければならないのかなと思っております。県教育委員会といたしましては、各高校のさまざまな進学対策と、それから県教委の進学事業とが相まって、県内の高校生の一人一人がそれぞれの希望する学校に入ってもらえるよう努力してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、東大に限りませんが、県内の生徒が希望する大学に一人でも合格するよう、今後県教委と各学校の進路指導の先生方と協議しながら進んでまいりたいと思います。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。あらゆる場面で、あらゆる部分の可能性というのを子供たち持っていますので、さまざまな場面で、その能力、可能性を發揮させる機会をおつくりいただきたいなと思っております。

先ほど課長がお話しされた中で、私立と公立の格差、それから中央と地方の学力の格差というのも非常に大きくなっていると聞いておりますが、一方、隣県であります秋田県では、御存じのとおり、全国学力テスト等では非常にすばらしい成績をおさめているというのも事実であります。そこで私思うのですけれども、先ほど財政力ではさほどの違いはないという話でしたが、そこで仕組みをつくる、仕組みを変えていくということも必要だと思います。もちろん県教委では中高一貫というような一つの新しい試みもなされていますけれども、基礎学力を充実させていく上では、小中一貫という観点からもそういった教育の制度改革に取り組んでもいいのではないかと思っております。その点について、仕組みを変えていくという点から何かお考えがあればお聞かせください。

○**小菅義務教育課長** ただいま質問のありました小中一貫教育についてであります。これは教育活動、義務教育9年間で系統的に行うという意味では大変有用な方法であると考えております。各市町村の教育委員会が小中一貫教育を主体的に判断し、進めていくこと、それは非常に大切なことであるととらえております。

県の教育委員会といたしましては、小中一貫教育の導入を視野に入れながら、積極的に取り組もうとする市町村教育委員会をより支援し、そしてその成果を普及することで、本県の教育全体の向上に帰するものではないかと思っております。県教育委員会といたしましては、各市町村教育委員会の要請があった場合に、必要に応じて情報提供とか助言を行いまして適切に支援してまいりたいと思っております。

○**福井せいじ委員** ぜひともハードな面ではなく、カリキュラムの点でも小中一貫というのは取り組めると思います。お金をかけなくとも、何とか仕組みを変えて、学力を向上させる挑戦をしていただきたいと思います。要望で終わります。

○**工藤勝博委員** 1点のみお聞きいたします。小学校の英語の授業、学習が始まったわけですが、その実態といいますか、教員も含めてどのような状況になっておりますか

お伺いします。

○小菅義務教育課長 小学校の外国語活動について概略を申し上げます。小学校の学習指導要領の改訂によりまして、昨年、平成 23 年度から小学校の第 5 学年と第 6 学年において、それぞれ 35 時間の外国語活動が実施されることになりました。これは小学校 2 年間で合計 70 時間の時間数であります。この小学校の外国語活動につきましては、その目標としては三つありまして、一つは、言語や文化について体験的に理解を深めるということ。それから、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ること。そして、三つ目としましては、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うということであります。簡単に話しますと、コミュニケーションの素地を育てるということが大きな目標であります。あくまでこれは中学校の英語教育の前倒しではないということがポイントでありまして、語彙とか文型などの英語のスキルを定着されることが目的ではありません。現在それに基づきまして、それぞれ各小学校におきまして教科担任、小学校では学級担任がその時間を持ちまして、子供たちに指導しているところであります。

○工藤勝博委員 5、6 年になれば、かなり親しむ時間も当然あるだろうと思いますし、以前からそれぞれの市町村の学校でも A L T でしたか、外国語指導の助手を配置しながら直接外国人とも接してきているわけですが、そういう中で、先ほどお話がありましたけれども、コミュニケーションをとるとか、いろんな形の中で、英語資格をきちっと持っている教員の配置はどのようになっているのか。逆に心配されている点もあるのです。本当に大丈夫なのかということをお伺いしています。その辺の実態はどのような形になっているかお伺いします。

○小菅義務教育課長 先ほど資格のことを落としまして申しわけありませんでした。小学校の外国語活動につきましては、あくまで小学校の学級担任が指導するということになっておりますので、いわゆる中学校の英語の教員が持っているような教科の教員免許は必要なしということになります。これは目的に照らしてのことでございます。実際には小学校の担任は、文部科学省で出している H i , F r i e n d s ! というテキスト、これを有効活用しながら、教科書ではないのですが、これを活用しながらやるとか、それから委員御指摘の A L T の活用、こういったものを行っておりますし、それから電子教材等も使いながら小学校の教諭の免許で十分対応できるような形で、現在指導を行っているところでございます。

○工藤勝博委員 現場で接しながら、一つの学習、授業ができるというのは大変いいことだと思っておりますし、先ほど軽石委員から話がありましたけれども、平泉町の本音で語ろう県議会で、地元の皆さんが、やっぱりこれから英語を十分教えて、外国から来たお客さんに自分たちから会話できるような、そういう人材を多く育ててほしいなど。そのために、きちっとした、小学校からそういう学習指導、授業があればいいなという強い要望も出されております。その辺も十分加味しながら小学校の英語教育を充実させていただきた

と思います。それをつけ加えて質問を終わります。

○**小西和子委員** では、大きく2点お伺いいたします。今回の地方交付税措置によりまして、画期的な施策と言えます小中学校での学校司書の配置が決まったわけですが、県内の小中学校の学校司書等の配置割合と、今回の地方交付税措置による学校司書等の配置状況についてお伺いいたします。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 学校図書館担当職員ということで、いわゆる学校司書と呼んでいるものでございますが、この学校図書館担当職員につきましては、制度上、配置基準、資格などの定めはなく、小中学校の配置につきましては市町村の判断権限になってございます。委員御指摘のとおり、平成24年度から配置に要する経費について地方交付税措置される旨、2月ごろですか、通知があったところでございまして、県としても各市町村に通知をしたところでございます。この結果、本年5月現在での配置状況を聞き取ったところ、公立小中学校551校中、146校に学校担当職員を配置しているということで、配置割合は26.5%となっております。前年度が22.1%でしたので、4.4ポイント上昇しているところでございます。ただ、この通知が2月にあったということ、それからその時点では予算的にはもう間に合わなかったという市町村も多くあったと考えられますし、地方交付税の確定につきましては、例年夏ごろになるといったこともありまして、予算の見通しがなかなかつかないなど、今回の措置と新規配置というものがどのようになったかというのは把握できない状況でございます。県といたしましては、引き続き地方交付税措置について周知して各学校図書館の充実に努めてまいりたいと考えています。

○**小西和子委員** 小中学校で26.5%ということですが、それでは公立高校はどうなっているのでしょうか。全国は73%と報告されております。岩手県の高校の現状をお知らせください。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 委員御指摘の73.3%という全国の数値は平成22年度の数値でございまして、そのときの岩手県の数値は9.2%という状況でございます。これについては、県立学校におきましては従来から司書教諭が中心となりまして、事務職員の協力を得ながら学校図書館の運営に当たっているところでございます。今後この状況について改善ができないかというようなことを含めまして、学校現場の状況、あるいは他県のやり方などを研究いたしまして充実に努めてまいりたいと思っております。

○**小西和子委員** 先ほどから学力とかということも話しされていますけれども、やはり図書館の充実というのは大きい役割を果たしますので、ぜひよろしく願います。

二つ目でございます。高校授業料無償化のことでございますけれども、昨年、8万3,000筆の署名を知事のほうに提出させていただいております。これは高校授業料の完全無償化を求める要請署名というのでございました。そして、県議会でも高校授業料無償化の適用者の拡大を求める請願というので、たしか6月定例会で採択されました。それは、国のほうに求めたのはその1年前でございました。ここでけんけんがくがくして、国に一律の実施を求めたらいいのではないかとということで、そこでおさまったような記憶がございます。

一昨年、国に対して制度の拡充を要望しましたがけれども、国の回答はどうだったのか。それから、昨年の採択された請願に対する県の対応策について、まずお伺いいたします。

○永井予算財務課長 高校の授業料無償化についてのお尋ねでございます。まず、昨年の7月7日に提出されました高校授業料無償化の適用者の拡大を求める請願についての対応でございます。高校の授業料無償化の拡大につきましては、無償化の対象となりました生徒に対する国からの授業料の不徴収交付金、この制度の見直しが必要と考えてございまして、この制度の実現に向けまして昨年の7月29日に文部科学大臣に対しまして、知事及び教育委員長の連名で高校授業料無償化制度継続と、すべての生徒を交付金の対象とするよう制度の拡充を要望したところでございます。

それに対する国の回答状況についてでございますが、ことし1月でございますが、無償化制度につきましては平成24年度も継続、予算化について文部科学省から回答をちょうだいしているところでございますが、残る1点のすべての生徒に対する制度の拡充、すべての生徒を対象とする旨の制度の拡充については、国からは特に言及がなかったところでございます。

○小西和子委員 非常に残念であります。それでは、今年度、授業料を徴収されている生徒数についてお伺いいたします。全日制、定時制、通信制別でお願いいたします。できれば昨年度との数値の比較でお願いいたします。

○永井予算財務課長 今年度、授業料徴収されている生徒数のお尋ねでございます。徴収と申しますと、授業料条例によりますと納付義務者という言葉になります。今年度、授業料の納付義務者であります生徒数でございますが、専攻科につきましては全員が納付義務者となっておりますが、これを除きまして、53名納付義務者がございます。ただ、そのうち、いわゆる経済的事由等がございます全額減免者が2名ございますので、これを除きますと、納付の義務者は51名ということになります。

その内訳でございますけれども、全日制が4名、それから定時制が12名、それから通信制が35名、計51名という数字になっているところでございます。なお、昨年との比較ということでございます。恐れ入りますが、今手元でございますのが昨年の総数だけでございます。昨年度は66名でございました。対しまして今年度は51名という数字になっているところでございます。

○小西和子委員 納付しなければならない生徒の理由というのがあると思うのですけれども、差し支えなければお聞かせ願います。

○永井予算財務課長 先ほど御説明いたしました全額減免者を含む53名のベースで理由を振り分けいたしますと、一番多いのは単位の未履修者でございます。通信制のように長い時間をかけて勉強していく生徒もございまして、一番多いのは単位未取得者の50名でございます。それから、転入、編入によるものが3名ということでございます。それから、50名のうち、さらに内訳といたしましては、通信制による単位の未取得者、先ほど申し上げました35名、それから出席日数の不足によるものが9名、それから成績の不振によるも

のが6名という数字になってございます。

○**小西和子委員** 納入している生徒たちの気持ちというのは、もう耳にたこができたとか向かいの委員に言われるのですけれども、あなたはだめな人間ですよとレッテルを張られているようでも、あなたはだめな人間ですとさせていただきます。そして、高校授業料の無償化の趣旨というのは、家庭の状況にかかわらず、すべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに高等修学支援金を創設して家庭の教育費負担を軽減すると、そして学費の軽減を図るということであります。そして、完全無償化している都道府県もあるわけですので、最後に完全無償化をしている都道府県がどのぐらいあるのか伺いして終わりにします。

○**永井予算財務課長** 今手元でございますのが、平成23年10月1日で調査した数字でございます。完全無償化している都道府県数は21でございます。

○**斉藤信委員** できるだけまとめてお聞きしたいと思います。先ほど小中一貫教育という話がありました。今度の震災に絡んだり、盛岡市のほうでも小中一貫校をやるという計画も出ているのですけれども、私、小中一貫教育というのは小中の教育の連携を強化するという点では問題がないと思う。ところが、小中一貫校ということになると、中学校の競争教育を小学校に持ち込む、そして小学校というのは5年生、6年生で最上級生として自覚を高めて卒業して飛躍するという。ところが、卒業式がない学校もあるのです、全国的には。いわば6・3制を事実上ないがしろにするやり方が既に全国では出ているのです。弊害も出て、今これは文部科学省が地方自治体を主体にして進めているものだから、全国状況というのは意外とわからないのですけれども、東京などで最初にやったところでの破綻というか、問題というのはかなり顕在化してきていますので、私は小中一貫教育はそういう全体像を含めて慎重に見ていくべきだと思いますが、小中一貫校を目指しているところが県内にどのぐらいあるか、あわせて示していただきたい。

もう一つ、復興埋蔵文化財調査について、これは震災復興とかかわって大変切実な課題で、先日野田村に行ったときにも、これは民間用地、あとは高台移転用地、どちらも埋蔵文化財に引っかかっているということもありました。岩手県として、今どういう体制で文化財の調査に取り組んでいるのか。

もう一つは、復興事業というのは、ほとんどが市町村事業ですよ、高台移転にしてもすべて。基本的には市町村が主体になっている。市町村の体制、これをどういうふう把握して、市町村のそういう取り組みをどう支援しているのか。今の体制で十分なのかどうか、そのことをお聞きします。

○**小菅義務教育課長** 先ほど御質問がありました小中一貫校、あるいは小中一貫教育についてでございますが、現在県のほうでモデル地区としているのは普代村、それから奥州市の前沢地区であります。私たちはそれ以外では正式な調査等を行っておりませんので、新聞等では聞くところもありますけれども、正式にはそこだけを把握しているところでございます。

その二つにつきましては、あくまで現行制度の中で小中一貫教育を充実させるという視点で行っておりますが、いろいろ聞いているのですが、メリットとしましては、例えば小中一貫のカリキュラムの中で系統性を保ちながら学力の向上につながる事とか、それから小学校から中学校に進学するに当たっての適応がよりうまくいくとか、そういったことについてはメリット部分として把握しております。デメリット部分につきましては、現在のところのモデル校を見ながら、それについてもよく研究してまいりたいと考えております。

○佐々木文化財課長 御質問の2点目の岩手県における今年度の埋蔵文化財の調査の体制でございますけれども、昨年度までは県教育委員会の埋蔵文化財担当職員は4名でございましたけれども、今年度は文部科学省の調整を受けて他道府県から10名の支援職員を受け入れるとともに、県職員の増員を図りまして、全体で19名の体制で埋蔵文化財調査に当たっております。埋蔵文化財調査につきましては、国、県事業にかかわりますものは県の教育委員会が、また市町村事業や民間事業にかかわるものは市町村教育委員会が行うこととされておりますけれども、沿岸部の市町村では埋蔵文化財の専門職員が不在、あるいは手薄な市町村が多いことから、県教育委員会として、それらの市町村教育委員会への支援も機動的、積極的に行うことを見込んで現在の体制の充実を図ったものでございます。

現在、県の教育委員会の専門職員でございますけれども、野田村、山田町、釜石市、陸前高田市などで市町村教育委員会の行っている個人住宅の移転や防災集団移転促進事業にかかわります試掘調査、本発掘調査の支援に主に取り組んでおります。現在は市町村からの協力要請に対して、待たせることなく十分に対応できていると考えてございます。

沿岸市町村等の埋蔵文化財の専門職員の配置の状況でございますけれども、県内33市町村ありますうち、埋蔵文化財の専門職員が不在の市町村が11市町村でございます。沿岸の12市町村のうち、8市町村で復興事業に伴います埋蔵文化財調査が予定されておりますけれども、8市町村のうち2市町村では全く埋蔵文化財の担当者が不在という状況になっております。沿岸部の市町村の中には、他の自治体からの派遣職員を受け入れるなどして独自に埋蔵文化財調査体制の強化を図っている市町村もございますけれども、震災からの復興事業に伴います埋蔵文化財調査の増加に追いついていないという現状でございます。先ほども申し上げましたように、埋蔵文化財の専門職員がそもそも不在という市町村もございますことから、県教育委員会として市町村教育委員会が行う埋蔵文化財調査について、今後とも積極的な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

○齊藤信委員 わかりました。次に、今度の震災で被災した学校がグラウンドが使えない、体育館が使えない、こういう状況の一つは実態、それと対策を示していただきたい。この間、宮古へ行ったときには、これは市町村で被災の状況が違うので、宮古の場合には最大限学校のグラウンドは仮設住宅に使わないと、こういう形で、仮設住宅なんかもかなり調整をしたと。やむを得ず使わざるを得ないところについては、仮設のグラウンドを整備したという話も聞きましたが、1年目はまさに生きるか死ぬかという、こういう状況の中で、

そして平場が被災した状況の中で、被災しなかったそういうグラウンドが使われたというのはやむを得なかったと思いますけれども、ただ子供たちの教育にとって、これが2年、3年続くというのは、やっぱり教育にとっても、子供たちの教育はそのときしかできない教育があるわけだから、私は今の状況の中でも最大限、仮設のグラウンドなどの整備が必要だと思いますが、そのことを示してください。

最後の質問です。県内外への転校生の状況、そして受け入れている学校の、特に被災地からの転校生への体制ということで、県教委が独自に手当てしている、市町村教育委員会が独自に対応している、そういう状況はどうなっているか。

○小倉学校施設課長 被災地における学校グラウンドの関係でございますけれども、まず実態でございます。グラウンドの状況、仮設住宅建設のために全面使用不可になっている学校でございますが、小学校が13校、中学校が12校ございます。また、一部使用不可が小学校9校、中学校が2校となっております。また、グラウンドに仮設校舎を建設しているため全面使用不可になっている小学校が1校、中学校が1校。それと一部使用不可が小学校が2校、中学校が1校。それと高校でございますが、宮古水産高校の第2グラウンドに仮設住宅を建設しておりまして、グラウンドの一部使用不可ということになってございます。合わせまして42校が全面使用不可あるいは一部使用不可という状況になってございます。

この対策でございますけれども、仮設のグラウンドの整備に当たりましては、復興交付金の活用ができるということでございまして、このことにつきましては、市町村に対して私どもからまた周知をしているところでございますし、今後復興交付金を使いたいという市町村等もございますので、復興庁岩手復興局との連携を密にしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

ちなみに、仮設グラウンドの整備状況でございますけれども、整備済みが小学校で5校、中学校で3校、合わせて8校。現在整備中が陸前高田市になりますけれども、小学校が1校、中学校が2校というようなことになっておりますし、さらに検討中が小学校5校、中学校が2校ということで、中には復興交付金を使いたいというようなお話も聞いているところでございます。以上でございます。

○松葉特命課長 先ほど御質問がありました震災における移転の関係の児童生徒の転校等についてお話しいたします。全体で、公立の学校、私立の学校含めて、県内から県外への転出については全部で360人です。詳細は、幼稚園46人、小学校190人、中学校74人、高等学校50人、特別支援学校ゼロです。県内から県内への転校、これにつきましては、例えば盛岡から釜石、または釜石内の転校の数も入ります。幼稚園103人、小学校484人、中学校135人、高等学校63人、特別支援学校2人、全体で787人でございます。

また、県外から県内への転入ということでありますけれども、全体で263人、幼稚園60人、小学校137人、中学校46人、高等学校19人、特別支援学校1人という数になっております。以上であります。

〔「日付」と呼ぶ者あり〕

○**松葉特命課長** 失礼しました。日付ですが、この調査につきましては平成 24 年 5 月 1 日現在のものがございます。

○**斉藤信委員** いやいや、対応を聞いているの。実態と対応。

○**田村生徒指導課長** 委員御指摘のこのような児童生徒への対応についてでございます。私のほうからは、児童生徒の心のサポートの観点で申し上げさせていただきたいと思えます。発災前からスクールカウンセラーは配置してございます。昨年度来、発災以降、沿岸部につきましては加配といいますか、既存のスクールカウンセラーに重ねて県外から臨床心理士を今年度は 9 名お願いして、配置させていただいているところでございます。委員御指摘のような状況もありますことから、今年度は内陸部への対応も重点的に行いたいと考えてございまして、発災以降、県で設置いたしました臨床心理士等の専門家で構成するこころのサポートチーム、6 名おりますけれども、各教育事務所に週 1 回、月に 3 回程度、配置をして対応させていただいているところでございます。

あわせて、各学校におきましては、昨年度全県で実施いたしました心のからだの健康観察等を活用して、日常的な観察とあわせて教育相談等を実施するなど、一人一人に寄り添った形での対応をいただいているところでございます。今後につきましてもこのような重層的な人的体制を整えながら、学校や市町村等のニーズを適切に把握し、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

○**漆原小中学校人事課長** 転校生の内陸部での対応ですが、教職員の関係でいいますと、盛岡教育事務所、中部教育事務所、県南教育事務所管内に 14 名の復興加配ということで非常勤職員を配置し、きめ細かな指導ということで対応しております。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 先ほどのグラウンド、体育館を使えない学校の対応についてでございますが、体育の授業あるいは運動部活動に支障を来しているという面から、各教育事務所の指導主事、保健体育主事が学校訪問をいたしまして、重点的に教員を指導しているという状況でございます。狭いところで活動できる体育の授業なり、あるいはホームページ上から閲覧できるようなシステムをつくってございまして、充実を図ってございます。さらに、運動部活動が行われない学校が内陸に移動する際のバスの借り上げを補助してございまして、その面では十分とは言えませんが、手だてを講じているというところでございます。

○**小倉学校施設課長** 体育館の関係でございますが、1 小学校で全面使用不可という状況になってございます。これは、耐震化がないということで、体育館の使用を控えているというような状況でございます。なお、仮設の体育館等も県内では 3 か所ほど建設されているという状況でございます。

○**小泉光男委員** 一つだけ確認をしたいと思えます。6 月 21 日に衆議院で劇場法、正確に言いますと劇場、音楽堂等の活性化に関する法律というのが可決成立されております。これまでは図書館法と博物館法というのがありましたが、岩手県民会館あるいは県公会堂

など、公会堂と言われる施設の憲法というのとはなかつたわけですから、これは非常に重要な法律だと私自身は思っております。特にこういったような文化会館は文化芸術を承継、創造、あるいは発信する場として、地域コミュニティの再生とか、国際文化の交流を図る公共財として考えるべきだということなのですが、岩手県は大体 30 館ほど中ホールを抱えた文化施設があります。そのうち県の教育委員会対応分は、さっき言いました県民会館と県の公会堂ですけれども、ほか 28 館は市町村が運営しています。そういったことでは劇場法ができたから、はい、勝手にやりなさいと言っても、この法律の目的を果たすとは思えません。市町村の 28 館のうち、教育委員会が所管しているところがありますので、それぞれ市町村の教育委員会に、劇場法ができたから勝手にやれよということではこの法の趣旨は生かされないのでありまして、県の教育委員会が指針とかマニュアルとか、近いうちに文化庁からも出るようでございますけれども、それを待たずに、岩手県は平成 20 年でしたか、こういったような文化芸術指針などもつくっておりますので、今回この劇場法の成立を踏まえて、これの見直しもしてもらいたいと思っておりますが、いずれにしても指定管理者に任せたから 3 年間何も手つかずだとか、できないということではなくて、教育委員会主導で、岩手県は特に文化芸術に力を入れている、その結果、まさに児童生徒への教育の観点で非常にすばらしい動きをしているというふうにしてもらいたいと考えているところでございます。教育長のこれに対するお考えなどをお聞きして終わりたいと思っております。

○菅野教育長 委員からお話がありましたとおり、知事部局と一緒に芸術文化を振興し、私どもの芸術文化の振興を図っているところでございます。ただ、その中で一つの大きなベースになるのが、お話のありました県民会館を初め、そういう施設でございます。そういった施設が劇場法の趣旨にのっとり、県民の皆様にとって芸術文化の殿堂として本当にすばらしいものになるように、私どもとしてもその法律の趣旨を体するような対策をどのようにすれば市町村と一緒に取り組んでいけるのかということをよく研究してまいりたいと思っております。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第 2 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○根子副部長兼総務室長 お手元の議案（その 2）の 5 ページをお開き願います。議案第 2 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）のうち、総務部関係は 10 款教育費のうち 8 項大学費 7,548 万円余、9 項私立学校費 3 億 7,104 万円余の増額でございます。詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関

する説明書（平成 24 年度）の 36 ページをお開き願います。

10 款教育費、8 項大学費、1 目大学費は 7,548 万 4,000 円の増額補正であります。東日本大震災津波により被災した学生に対して、公立大学法人岩手県立大学が行う授業料等免除に要する経費を通常の運営交付金に上乗せして交付しようとするものであります。

次に、37 ページでございますが、10 款教育費、9 項私立学校費、1 目私立学校費は 3 億 7,104 万 7,000 円の増額補正であります。その内容ですが、右側説明欄の上から順に、岩手県私学振興会貸付金は、岩手県私学振興会が私立学校の設置者に対して行う施設設備資金の貸し付けに要する原資を貸し付けしようとするものであり、緊急スクールカウンセラー等派遣費は、今後新規高卒者の雇用情勢が厳しさを増すことが予想されることから、希望する私立学校に進路指導員を配置するものであり、認定こども園整備事業費補助は子育て支援対策臨時特例基金を活用し、学校法人が行う認定こども園整備事業に要する経費に対し補助しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○斉藤信委員 36 ページの県立大学に対する運営交付金なのですが、これは大震災にかかわって授業料減免に当たる部分の交付だと思いますが、県立大学の授業料減免の状況について示していただきたい。そして、今回の 7,548 万円余というのは震災関係の減免分は全額なのか、そのことも示していただけませんか。

○清水総務室管理課長 県立大学の授業料減免の状況でございますが、県立大学の授業料減免につきましては、当該年度の授業料収入の 7%以内を経済的な事情等で授業料納付が困難な学生等に免除する制度、あるいは学資負担者の死亡、風水害の災害を受けた場合に授業料を免除する特別な事情による免除、それから今回の東日本大震災津波によりまして平成 23 年度、24 年度において特別実施しております入学料、授業料の減免の制度に分かれるものでございます。

24 年度の授業料減免の実施予定でございますが、定期免除、特別免除を除きます今回の補正に係ります震災免除につきましては、入学料につきましては、今年度入学した学生 46 名に対して 994 万 9,400 円を全額免除するものでございます。また、授業料につきましては、4 年制大学、それから大学院、盛岡短期大学、宮古短期大学の授業料の 23 年度の全額免除及び半額免除の実施者の実績でございます 269 人の増額を予算計上しているものでございまして、総額で 7,500 万円余となるものでございます。

○斉藤信委員 そうすると、震災関係の減免が全額、運営交付金で手当てされるということですね。

○清水総務室管理課長 はい。

○斉藤信委員 それで、先日県立大学の収支が出ていましたが、5 億数千万円のいわゆる純利益と申しますか、収益が上がっていると。県立大学は今までの減免で対象者が多いので半額減免だったのです。やっぱり県立大学の学生の中には、本当に生活上も大変な生徒

も少なくないので、実態から見たら全額減免も——以前はやっていたわけです——この全額減免も復活すべきではないかと。一つは、5億数千万円のそういう利益というものを一定程度学生に還元させるべきではないか。必要なら県がその分を手当てすることも必要ではないか。恐らく国公立大学は全額減免もやっていると思うのです。その点について、他の国公立大学の状況も含めて、わかれば示していただきたい。

○清水総務室管理課長 岩手大学等の国立大学の状況でございますが、同様に授業料収入の7%程度、半額免除等を行っているとは承知してございます。また、全額免除につきましては、当初成績優秀者等に限定した形、あるいは生活困難者等についてやっておりましたけれども、平成21年度から新たに学資負担者の死亡あるいは災害等により全額免除とする制度等も設けておりますので、必要に応じた改善はなされているところと考えておりますし、また日本学生支援機構の奨学金等を活用している学生が全体の6割程度とかなり活用していることも踏まえまして、法人経営の範囲内におきまして、授業料の減免等の見直しを常に行っていると理解しております。

○斉藤信委員 県立大学の収支を正確に言ってください。今年度、昨年度、どのぐらいの収支、利益になっているのかということと、例えば学資負担者が死亡した、風水害の災害を受けた場合が特例なのです。生活困窮者が対象になっていないのです。生活困窮者にも全額減免の措置が以前はあった。対象者がふえたから半額減免、3分の1減免になっているのですけれども。もちろん大学の経営の問題は無視できませんが、やっぱり学ぶ学生、そして家族の立場から見たら、全額減免が必要な学生は少なくないのではないかと。そのことをもう少し、公立法人だからということではなく、やっていただきたい。

大学生が奨学金を借りたら、4年間で400万円ぐらいの借金を負うのです、利子つきで。これはとんでもない話です、今の就職難のいろんな厳しい中で。だから、これはこれで本当は給付制を考えなければだめなのだけれども、震災関係では全額減免もありますけれども、生活困窮者への全額減免というのも検討課題ではないのかと、改めて聞いて終わります。

○清水総務室管理課長 委員御質問の平成23年度の公立大学岩手県立大学の決算でございますが、当期総利益は5億1,400万円余となっております。また、県立大学におきましても、授業料減免におきます全額免除等の必要性等については、常に検討していると聞いておりますし、県としてもその必要性等については常に検証する必要がある課題であると認識しておるところでございます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。調査項目については、平成25年度県立学校の編制についてといたしたいと思っております。

また、次々回9月に予定しております閉会中の委員会についてであります。9月の調査項目については、いわてデスティネーションキャンペーンと今後の観光振興についてといたしたいと思っております。これらに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成24年度商工文教委員会調査計画の案のとおり実施することといたし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので御参加願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。